品質認証業務規則
JWWA-H106

第 14 版：2025 年 6 月 10 日改正

公益社団法人 日本水道協会　品質認証業務

改正履歴

項目	版番号	頁	制定･改正 年月日	作成者 品質管理課	審　査 品質管理課長	承　認 管理責任者	主な改正事項
制定	0-0	全	H23.12.13	木　村	内　藤	久保田	制　定
改正	0-1	7,8, 12,24, 27,29, 32,33, 35,36, 40,42	H24.11.12	木　村	内　藤	久保田	内部検討会及び厚生労働省令の改正による見直し
改正	0-2	1,3, 8,24, 25,34	H25.3.15	木　村	内　藤	久保田	公益社団法人への移行、及び川口試験所廃止に伴う変更
改正	0-3	4,6, 7,10, 15～17, 24, 61～65	H25.10.10	波田野	内　藤	加　藤	新素材の受付方法を追加及び文言の見直し
改正	0-4	62～65	H25.12.25	波田野	内　藤	加　藤	新素材の認証申込基本フローの見直し
改正	0-5	24,37, 41,42, 47～49, 55,58, 61,63	H26.7.28	波田野	内　藤	加　藤	省令改正に伴う附属書４修正、 附属書６特別基準に水道用濾材追加、別紙１フ ロー図修正
改正	0-6	20,23, 25,51	H27.1.16	波田野	内　藤	加　藤	未納者に対する取り扱いの改正、附属書６特別基準に JWWA K 160 追加
改正	1-0	全	H27.9.10	波田野	内　藤	波多野	JIS Q 17065 への移行及び移動ロット検査方式の廃止に伴う改正
改正	1-1	54	H29.3.23	波田野	翠　川	波多野	JWWA K110 水道用メーターリン酸ナトリウムの廃止
改正	9	全	H30.3.23	加　藤	矢　部	波多野	定期見直しに伴う改正

項目	版番号	頁	制定･改正 年月日	作成者 品質管理課	審　査 品質管理課長	承　認 管理責任者	主な改正事項
改正	10	全	2019.3.26	波田野	矢　部	平　本	定期見直しに伴う改正
改正	11	全	2020.3.27	波田野	矢　部	平　本	定期見直しに伴う改正及び公表に関する条文の追加
改正	12	6,9,10	2023.3.27	波田野	山　形	遠　藤	水道用資機材等の表層用材料に関する添付書類を追加
改正	13	6,39,54	2025.3.13	伊東	波田野	遠藤	定期見直しに伴う改正
改正	14	42,50	2025.6.10	加藤	波田野	遠藤	定期見直しに伴う改正

（適用範囲）

第１条　この規則は、公益社団法人日本水道協会（以下、「本協会」という。）の品質認証センター（以下、「センター」という。）が行う、給水装置などに用いられる給水用具等が水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 16 条に基づく給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成９年３月 19 日厚生省令第 14 号）（以下、「省令 14 号」という。）に適合していること、水道施設に用いられる資機材等及び薬品等が同法第５条第４項に基づく水道施設の技術的基準を定める省令（平成 12 年２月 23 日厚生省令第 15 号）（以下、「省令 15 号」という。）に適合していること、又は上記の各基準に他の性能項目を付加した基準に適合していることを認証スキーム（JWWA-S1）（以下、「スキーム」という。）に基づき認証登録する業務について、その手続きを定めるものである。

（引用規格）

第２条　この規則は、次のアからエまでの JIS 規格を基礎としているか又は参照としている。なお、これらの引用規格は、その最新版を適用する。

ア　JIS Q 1001 適合性評価－日本産業規格への適合性の認証－一般認証指針
イ　JIS Q 9001 品質マネジメントシステム一般要求事項
ウ　JIS Q 17000 適合性評価－用語及び一般原則
エ　JIS Q 17025 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項

（用語及び定義）

第３条　この規則で使用する用語及び定義は、次の各号のとおりとする。

なお、規定されていない用語は、JIS Q 17000 で定められる定義に基づくものとする。

(1)　品質認証マーク

センターが定める品質認証マーク管理要綱（JWWA-H207）（以下、「マーク管理要綱」という。）に基づき、認証品等に表示するマーク（以下、「認証マーク」という。）をいう。

(2)　給水用具等

給水管及びそれに接続して用いる継手類、バルブ類、水栓類、給湯器類、家電機器類等の給水用具並びにそれらの給水管及び給水用具を組み合わせて製造した製品をいう。

(3)　資機材等

浄水又は浄水処理過程における水に接する表層用材料等、ろ材、接着剤及び潤滑剤、その他の資機材等、並びに浄水又は浄水処理過程等水道施設において使用する薬品等を現場で製造する装置をいう。

(4)　薬品等

浄水又は浄水処理過程等における水に注入される凝集剤、凝集補助剤、粉末活性炭及びその他の薬品又は消毒剤をいう。

(5)　申込者

給水用具等、資機材等及び薬品等であって認証登録の対象となるもの（以下、「製品」という。）の認証登録を受けようとする者（国内外の製造事業者、輸入事業者又は販売事業者）をいう。

(6)　基本基準

省令 14 号（附属書２）をいう。

なお、センターが省令 14 号を追補するため別途定める給水用具等の認証要件についても基本基準の一部とする。

(7)　技術的基準

省令 15 号(附属書４)をいう。

(8)　特別基準

基本基準又は技術的基準に他の性能項目を付加した基準でセンターが適切と認めた附属書５に定める規格をいう。

(9)　自社検査方式

認証品品質確認規則(JWWA-H107)(以下、「確認規則」という。)附属書１に基づいて品質確認実施工場が自ら行う製造管理及び品質検査による品質確認の方法をいう。

(10)　抜取検査方式

確認規則附属書２又は附属書３に基づいて行い、すべて製造済み、かつ、社内検査が終了しているもので構成されるロットを対象とした抜取検査による品質確認の方法をいう。

(11)　品質確認実施工場

認証登録品を製造する工場で認証に係る品質管理体制の調査を実施する工場や抜取検査方式により品質確認を実施する場所をいう。

(12)　初回工場調査

ア　認証登録を受けようとする製品(以下、「申込品」という。)を自社検査方式で認証登録する場合にを製造又は加工する品質確認実施工場に対して品質管理体制を確認するために行う工場調査をいう。

イ　申込品を抜取検査方式で認証登録する場合に品質確認実施工場に対して品質確認に必要な検査方法及び検査設備を確認するために行う工場調査をいう。

(13)　定期工場調査

ア　自社検査方式の品質確認実施工場において、認証登録を継続するか否かを判断するために行う工場調査をいう。

イ　抜取検査方式の品質確認実施工場において、認証登録を継続するか否かを判断するために行う工場調査をいう。

(14)　臨時の工場調査

ア　自社検査方式における製造設備や製造工程の変更があった場合に品質管理体制を確認するために行う工場調査をいう。

イ　審査基準の改正、認証品が審査基準に適合しない旨や自社検査工場認定要件に規定する品質管理体制が適合しない旨をセンターが把握したときに品質管理体制を確認するために行う工場調査をいう。

ウ　品質確認実施工場が移転した場合の工場調査をいう。

(15)　販売事業者

認証登録の対象となる製品を販売する者をいう。

(16)　輸入事業者

認証登録の対象となる製品を輸入する者をいう。

(17)　認証取得者

申込者であって当該申込品がセンターにより認証登録された者で、かつ、品質認証マーク使用許諾等に係る認証基本契約書(以下、「基本契約書」という。)をセンターと取り交わして、認証マークの表示に関する使用許諾についての契約(以下、「認証契約」という。)を締結した者をいう。

(18)　認証登録品

センターが認証登録した製品をいう。

(19)　認証品
第12条及び第14条に基づいて実施された品質確認に適合した認証登録品をいう。

(認証登録)
第４条　センターが認証登録を行うときの審査基準は、次の各号のとおりとする。
(1)　給水用具等は、基本基準又は特別基準に定める性能とする。
(2)　資機材等及び薬品等は、技術的基準又は特別基準に定める性能とする。
２　申込者による製品の認証登録の申込みは、センターが定める認証登録区分(附属書３、附属書５及び附属書６)ごとに受け付ける。
なお、区分は次の各号による。
(1)　給水管及び給水用具で基本基準によるものにあっては、認証登録区分別、種類別、性能区分別、材料区分別及び構造の内容の違い別とする。
(2)　給水管及び給水用具で特別基準によるものにあっては、規格番号別、呼び径の括り別及び規格番号別の性能に仕様書を付加した製品別とする。
(3)　資機材等及び薬品等にあっては、資機材等及び薬品等による区分、規格番号別、種類別及び用途別とする。
３　申込者から次の各号に掲げる事項を記載した認証申込書等を品質管理課、大阪支所品質管理課(以下、「支所管理課」という。)又は検査事業所が受け付ける。
なお、申込書及び添付書類は邦文によるものとし、固有名詞には母国語を付記するものとする。
(1)　申込者の氏名又は名称及び所在地、並びに法人にあっては、その代表者の氏名又は認証登録に関する業務の遂行に責任を有する者の氏名。
(2)　申込品の種類。
(3)　審査基準の区分。
(4)　性能項目(給水用具等)又は水に付加される物質(浸出性)の項目(資機材等、薬品等)。
(5)　最大注入率又は最大接触面積比(資機材等、薬品等)。
(6)　品質確認方法の区分。
(7)　申込品に係る品質確認を実施する工場又は事業場の名称及び所在地。
４　前項の申込書には、次の各号に掲げる書類及び図面を添付する。ただし、第３号及び４号により難い場合は、申込品の組成表と材料の安全データシートに代えることができる。
(1)　申込品の概要。
(2)　設計図。
(3)　申込品の性能試験結果。
(4)　申込品の材料証明書。
(5)　自社検査方式を希望する場合、自社検査方式説明書(様式-1-5)。
(6)　抜取検査方式を希望する場合、抜取検査方式説明書(様式-1-6)。
(7)　表示する申込者の商標又は略号(様式-1-4)。
(8)　法人の場合、発行日から１か月以内の登記簿抄本等。
(9)　その他参考となる事項。
５　品質管理課、支所管理課又は検査事業所は、第 22 条第１項に基づき認証契約を解除した者(第 22 条第１項第３号に該当する理由として認証契約を解除した者は除く。)から認証申込書の提出があった場合、当該契約の解除が行われた日から起算して３年を超える日以内に行われた提出に限り当該提出を拒否できる。

6　認証申込書の様式は、次の各号による。
(1)　給水用具類は様式-1-1、1-2、1-4、1-5、1-6 及び 4-3 の認証申込書等
(2)　水道用資機材及び水道用薬品類は様式-1-3、1-4、1-5、4-3 及び 4-10 の認証申込書等
7　品質管理課、支所管理課又は検査事業所は、次の各号の事項を確認するとともに認証申込書を受理した場合、速やかに審査の準備を行う。
(1)　認証申込書及び添付書類が揃っていることを確認する。
(2)　申込者との間で生じる理解の違いはすべて解消している。
(3)　申込区分、業務実施場所及び言語等の特別な要請について問題なく認証登録を実施することができる。
8　センターは、附属書 1-1 により申込者と品質認証業務について合意する。
9　第２項の認証登録区分の範囲であって使用実績のない新材料を用いた申込品の受付方法は、附属書７による。

（初回適合性評価）
第５条　センターは、認証申込書を受理し、かつ、品質認証業務について合意した場合、申込品の初回性能試験及び品質確認方法が自社検査方式又は抜取検査方式の初回適合性評価のため、初回工場調査の実施について申込者と調整し認証登録業務を行う。
(1)　センターは、初回性能試験及び初回工場調査において、審査基準及び工場認定要件について不適合事項がある場合は認証登録を行わない。
　ただし、センターが不適合事項について指定期限内に当該事項を改善する措置を講じるよう要求する。
(2)　センターは、前号の不適合事項について期限内に改善報告があった場合、書類審査、性能試験及び工場調査のうち必要と判断した事項について再度確認を行い評価する。
　ただし、申込者が指定期限内に不適合事項の改善が要件を満たす措置を講じることを証明できなかった場合、認証登録しないことを決定する。
2　センターは、第４条第３項及び４項で提出された申込書、書類、図面及び試験成績書に基づき認証登録の区分に係る審査基準に照合することにより書類審査を行う。
　なお、認証申込書、添付書類、図面並びに試験成績書の記載内容に疑義が生じた場合、申込者に対して期限を付して認証申込書及び添付書類等の再提出を求め、再度の書類審査を実施する。また、その他センターが必要と認めた場合、追加資料の提出を求めることができる。
3　センターは初回性能試験を次の各号のとおり実施する。
(1)　初回性能試験を実施するための製品（以下、「試料」という。）の抜き取りは、センターの職員が行う。
　なお、試料採取は無作為に抽出し、数量は性能試験を実施するために必要な数量とする。
ア　試料は、認証登録の対象とする製品を代表するもので所定の原材料及び部品等を使用して所定の製造設備及び製造方法により製造されたものでなければならない。
　なお、センターは、適切と判断した場合、試作品を試料として初回性能試験を行うことができる。
イ　センターは、初回性能試験において、試料の前処理が必要である場合又は試験時間の関係等により試料採取を現地立会の前に実施することができる。
(2)　センターは、申込品の性能試験を給水用具等については告示の第 111 号等又は該当規格、また、資機材等及び薬品等については当該規格及び技術的規準等の性能項目により次のア及びイのいずれかの方法により実施する。

ア　センターの立会いによる方法

(ｱ)　センターの品質管理課で自ら行う方法。

(ｲ)　申込者の要員、試験・検査設備で、センターの職員が立会う方法。

イ　センター以外の試験及び検査機関による試験データを活用する方法

(ｱ)　センターが認めた試験及び検査機関で実施し、その結果をセンターに報告する方法。

(3)　センターは、センター以外の試験及び検査機関を活用する場合、次のア及びイのいずれかの試験及び検査機関とする。

ア　性能試験において、省令 14 号第２条別表第１に係る試験及び省令 15 号第１条別表第１並びに別表第２に係る試験について、JIS Q 17025 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項の認証取得機関であるセンターの委託試験所を原則とする。

イ　申込者が、ア以外の性能試験において、試験結果を活用する試験及び検査機関を選定する場合、試験項目に応じセンターが認めた試験及び検査機関とする。

(4)　センターは、申込者がセンターの認めた試験及び検査機関による試験成績書を提出した場合、その試験成績書を活用する。

(5)　センターは、性能試験に使用した申込品を返却する場合、性能試験によって生じた解体又は損傷について一切その責任を負わないものとする。

(6)　センターは、申込者の要員及び試験・検査設備で試験を実施する場合、立ち合うものとする。

４　初回工場調査の準備及び方法は次の各号のとおりとする。

(1)　センターは、申込者に対し申込品の製造を行う品質確認実施工場の品質管理体制や試験及び検査設備について、確認規則の基準に適合していることを確認するために必要な情報を記載した申込書添付書類の提出を求める。

(2)　センターは、前号の情報に基づき申込者に対して関係する社内規格及び管理記録等(工程検査記録、製造設備及び試験設備の点検記録並びに試験及び検査の記録等)の必要な情報について当該初回工場調査で確認できるように求める。(※「申込に必要な申込書及び様式等」を認証の手順書(JWWA-H402)により提供する。)

(3)　センターは、品質確認実施工場の初回工場調査を実施する場合、認証登録に係るすべての品質確認実施工場に対して工場調査を行い、申込者の品質確認実施工場の品質管理体制や試験・検査設備が確認規則に規定する品質確認方法の要求事項に適合するかどうかを調査する。

(評価)

第６条　センターは、申込書類、製品の性能試験の結果及び工場調査の結果が審査基準並びにセンターが定める認証登録手順に規定するすべての要求事項を満足していることを確認し判定委員会に諮る。

なお、センターは、評価に必要な事項に疑義が生じた場合や、その他センターが必要と認めた場合には申込者に対し追加資料の提出を求める。また、管理責任者は、審査基準への適合性に疑義が生じた場合、認証審査委員会へ諮る。

(認証登録の決定)

第７条　判定委員会は、第６条の評価において申込品について認証登録のために必要とされる要求事項のすべてに適合していると判断した場合、当該製品の認証登録を決定する。また、管理責任者は、判定結果通知書(様式-1-14)により申込者に通知する。

(認証契約)

第８条　センターは、第７条に基づく認証登録の決定を申込者に通知した場合、基本契約書を申込者と取り交わし、認証契約を締結する。

２　センターが定める基本契約書には少なくとも次の各号に掲げる事項を含むものとする。

(1)　認証マークの使用許諾の条件及び範囲並びに認証継続の要件。
(2)　認証契約の有効期間。
(3)　定期工場調査及び性能試験等に関する事項。
(4)　認証登録の追加又は変更の措置。
(5)　認証取得者が認証登録品に関して第三者から受けた苦情等の処理に関する事項。
(6)　品質認証業務に係る機密の保持に関する事項。
(7)　認証マークの誤用の場合の措置。
(8)　認証登録品が審査基準に適合しない場合の措置。
(9)　認証登録の取消しに関する事項。
(10)　認証取得者からセンターに対する異議申立てに関する事項。
(11)　認証登録に係る費用に関する事項。
(12)　認証契約の解除に関する事項。

３　認証契約の有効期間は、当該契約成立の日からその日が属する年度の３月 31 日までとし、認証契約期間満了の２か月前までにセンター又は認証取得者のいずれからも認証契約解除の意思表示が文書でなされない場合、当該認証契約は更に１年間更新されるものとし、以後この例による。

４　センターは、認証取得者に対し、認証契約の有効期間内で期日を定め、基本契約書及び品質システム文書を遵守する旨の誓約書（様式-4-11）の提出を求めることができる。

(認証登録証)

第９条　センターは、認証契約の締結を行った認証取得者に対して、認証登録証を発行する。センターは、次の各号に掲げる事項について認証登録簿(様式-1-28)に記載し、文書管理要綱(JWWA－H201)に基づき管理する。

(1)　登録番号
(2)　契約年月日・登録年月日
(3)　更新年月日・有効期限
(4)　認証取得者(名称)・代表者名・所在地
(5)　製造業者(認証取得者と製造業者が異なる場合)・代表者・所在地・TEL
(6)　認証登録品名・代表型式・略号
(7)　審査基準の区分
(8)　性能項目
(9)　品質確認方法
(10)　品質確認実施工場・所在地・TEL・品質管理責任者
(11)　認証取得者の連絡窓口
(12)　受付場所及び担当者
(13)　認証課長の確認印

２　登録番号に付する符号は給水用具等においては附属書３、資機材等及び薬品等においては附属書５のとおりとする。

３　センターは、認証取得者から紛失、破損及び焼失等で認証登録証の再発行を求められた場合、

認証登録簿(様式-1-28)により確認し認証登録証の再発行を行う。

(認証登録の変更)

第10条　認証取得者は、次の各号に掲げる認証登録事項の変更を行う場合、認証登録証の写し、変更申込書(様式-1-23)や登録事項変更届出書(様式 1-24)、その他添付書類を品質管理課、支所品質管理課又は検査事業所に提出する。

(1)　センターは、認証取得者が認証登録品について次のアからオまでの一部又は全部を変更しようとする場合、品質管理課、支所管理課又は検査事業所で受け付ける。

ア　設計(材料)

イ　自社検査方式における製造設備及び／又は製造工程

ウ　品質確認方法

エ　その他の変更

オ　認証登録品の製造中又は製造休止中の別(定期工場調査における試験対象製品選定に必要な場合に限る。)。

(2)　品質管理課、支所管理課又は検査事業所は、認証取得者から設計(材料)の変更の申込があった場合、当該変更が行われることによって認証登録品の性能に影響が生じるおそれがあるか否かを遅滞なく審査した上で次のアからエまでのいずれかの措置を講じる。

ア　変更内容が、審査基準に適合しないおそれがある場合や新素材への変更、又は既認証登録品にない構造のものの場合、変更品として取扱いを行わず、認証取得者に対し第４条第３項から９項の認証登録の申込を行うよう要請する。

イ　ア以外にあっては、第５条第３項の初回性能試験の必要な試験項目を実施し、判定委員会による審議を経て、第７条の認証登録の決定を行い、第６号の変更に伴う認証登録の決定を行う。

なお、変更により当該認証登録品が審査基準に適合しなくなるおそれがない場合、性能試験の全部又は一部を省略することができる。

ウ　認証取得者がアの要請を受けた場合、第 18 条の認証登録の取消しを申し出る場合を除き第１号認証登録事項の変更申込に係る認証登録品について、第４条第３項から９項の認証登録の申込を行わなければならない。

エ　センターは、認証取得者がウの措置を講じない場合、第 18 条の規定に基づき認証登録を取り消し、かつ、第 22 条の規定に基づき認証契約を解除することができる。

(3)　品質管理課、支所管理課又は検査事業所は、認証取得者から自社検査方式における製造設備や製造工程の変更の申込みがあった場合、当該変更が行われることによって認証登録品の性能に影響が生じるおそれがあるか否かを審査した上で次のア及びイのいずれかの措置を講じる。

ア　製造設備や製造工程の変更が、自社検査方式の認定要件に与える影響がない　場合、臨時の工場調査を省略し当該申込書を受理し第７条の認証登録の決定を行う。

イ　アの場合以外は、臨時の工場調査を実施し、判定委員会による審議を経て、第７条の認証登録の決定を行う。

なお、判定委員会において自社検査方式が認定要件に対して不適合と判定した場合、その理由を付した判定結果通知書(様式-1-14)を認証取得者に通知する。

(4)　品質管理課、支所管理課又は検査事業所は、認証取得者から品質確認方法の変更申込みがあった場合、遅滞無く審査した上で次のア及びイのいずれかの措置を講じる。

ア　センターは、抜取検査方式から自社検査方式に変更する場合、第５条第４項の初回工場

調査から第７条の認証登録の決定の手順に基づき実施する。

なお、判定委員会において自社検査方式が不適合と判定した場合、その理由を付した判定結果通知書(様式-1-14)を認証取得者に通知する。

イ　センターは、自社検査方式から抜取検査方式に変更する場合、第９条の認証登録証の書き換え発行等を行う。

(5)　品質管理課、支所管理課又は検査事業所は、認証取得者が第２号から４号までの登録事項の変更を行う場合、速やかに登録事項変更届出書(様式-1-24)を受付し、次のア及びイのいずれかの措置を講じる。

ア　センターは、品質確認実施工場が移転した場合、速やかに第 12 条第４項の臨時の工場調査を実施する。

イ　センターは、認証登録証の書き換えが必要と判断した場合、第９条の認証登録証の書き換え発行等を行う。

なお、認証取得者から社名変更又は住所変更の届け出が提出された場合、認証契約を新たに締結する。

(6)　センターは、変更申込事項について認証登録簿(様式-1-28)に変更内容を記載し、文書管理要綱(JWWA－H201)により保管及び管理する。

(認証登録に与える変更)

第 11 条　センターは、スキーム、審査基準及び各規程類の改正が認証登録に影響を与えると判断した場合、認証取得者に認証取得者への通知(様式-1-83)により通知しなければならない。また、性能試験や工場調査が必要と判断した場合、第 12 条第４項の臨時の工場調査や性能試験を実施する。

(定期工場調査及び臨時の工場調査)

第 12 条　センターは、基本契約書に基づき品質確認実施工場について定期工場調査及び性能試験(抜取検査方式を除く)を実施する。また、センターは、定期工場調査を実施した場合、その結果を認証取得者に判定結果通知書(様式-1-14)により通知する。

なお、定期工場調査は、自社検査方式においては１年に１回、抜取検査方式においては５年に１回実施することとし、工場調査の実施日は、認証取得者と協議し決定することとする。

２　センターは、定期工場調査を実施し、認証取得者の品質確認実施工場が確認規則に定められる自社検査工場認定要件又は抜取検査工場認定要件に適合していることを確認する。

ただし、センターがその必要がないと認めた場合、認証取得者の品質確認実施工場の調査における項目のうち一部を省略することができる。

３　センターは、性能試験を給水用具等においては確認規則附属書 2-1 又は当該規格に基づき実施し、また、資機材等及び薬品等においては当該規格及び技術的基準等に基づき実施し、認証登録番号別の試料が審査基準に適合していることを確認する。

ただし、センターがその必要がないと認めた場合、性能試験を省略することができる。

４　センターは、認証取得者から自社検査方式における製造設備や製造工程の変更の申込があり工場調査が必要と判断した場合、第２項に規定する工場調査を実施する。また、品質確認実施工場が移転した場合、第５条第４項に規定する初回工場調査を実施する。センターは、臨時の工場調査を実施した場合、その結果を認証取得者に判定結果通知書(様式-1-14)により通知する。

５　センターは、認証登録品について次の各号に掲げる事項が発生した場合、第２項に規定する

工場調査又は第３項の性能試験に規定する性能試験を実施する。センターは、臨時の工場調査又は性能試験を実施した場合、その結果を認証取得者に判定結果通知書(様式-1-14)により通知する。

なお、評価の結果、審査基準への適合性について不適合の場合、変更の中止又は認証の一時停止等の措置をとる。

(1)　認証スキーム、審査基準及び各規定類の改正により認証登録品の適合性の確認や品質確認実施工場の品質管理体制を変更する必要があるとき。

(2)　認証品が審査基準に適合しない旨又は認証取得者の品質確認実施工場が確認規則の自社検査工場認定要件に適合しない旨の第三者から申し立てを受けた場合であって、信憑性があるとき。

(3)　認証品が審査基準に適合せず、若しくは自社検査方式及び抜取検査方式の品質確認実施工場が各認定要件に適合せず、又は適合しないおそれがある事実をセンターが把握したとき。

６　臨時の性能試験や工場調査は、必要に応じて認証取得者に予告なしに行うことができる。

(認証登録の継続)

第 13 条　認証登録の継続の要件は次の各号のとおりとする。

(1)　審査基準に適合していること。

(2)　工場調査

ア　定期工場調査の結果が適切であること。

イ　臨時の工場調査の結果が適切であること。

(3)　認証登録に係る維持に要する費用が認証に係る費用規則(JWWA-H108)第３条第 18 号の規定に基づき履行されていること。

(4)　第 18 条の認証登録の取消しに抵触していないこと。

(抜取検査方式の品質確認方法)

第 14 条　抜取検査方式による品質確認方法は、生産単位(ロット)ごとにセンター職員がサンプリングし、その抜き取った製品の審査基準への適合性を検査し、適合品にはマーク管理要綱(JWWA-H207)に基づき認証マークを表示する。

なお、品質確認の手順は、別に定める確認規則附属書２及び附属書３による。

(認証マーク)

第 15 条　センターは、認証マークの使用について次の各号に掲げる事項を管理する。

(1)　認証マークは、マーク管理要綱の定めにより表示する。

(2)　認証マークは、認証登録品の品質確認を実施する製品以外の製品に認証マークを表示してはならない。

(3)　認証マークの種類及び形状並びに寸法等の取扱いは、マーク管理要綱による。

(4)　認証取得者が使用した認証マークの表示数を明確に記録し保存していることを確認する。

２　認証取得者は、認証品に次の各号に掲げる事項を表示しなければならない。

(1)　認証取得者名又はその略号。

(2)　品質確認実施工場名又はその略号。

(3)　具備している性能項目が識別できる表示。

(4)　その他、確認規則で定めた事項。

３　認証取得者は、第１項及び２項について、次の各号の方法によらなければならない。

(1)　認証品、包装、容器又は送り状等は、容易に識別できる適切な箇所に表示しなければならない。
(2)　容易に消えない方法による印刷、押印、刻印、荷札の取付け及びその他適切な方法で表示しなければならない。

(認証登録に係る機密保持)
第 16 条　センターは、申込者及び認証取得者との認証登録活動の過程において得られた情報の機密を守らなければならない。

(不正な表示等に係る措置)
第 17 条　センターは、次の各号のいずれかに該当する場合、認証取得者等に対し、是正し予防措置を講じるよう認証マークの誤用に対する措置の請求書(様式-1-29)により請求する。
(1)　認証品以外の製品等又はその包装、容器若しくは送り状に認証マークの表示又はこれと紛らわしい表示を付したとき。
(2)　認証品以外の製品等の広告に当該製品等が認証登録を受けていると誤解されるおそれがある方法で認証マークの表示又はこれと紛らわしい表示を使用しているとき。
(3)　認証取得者に係る広報に、センターの品質認証に関し、第三者から誤解されるおそれのある内容があるとき。
(4)　センターへの届出がなく、認証マークを作成したとき。
2　センターは、次の各号に掲げる場合、認証登録を取消すか、又は速やかに認証取得者に対して認証マーク表示の使用停止を請求する。また、認証取得者が保有している認証マークを表示している認証品についても、審査基準に適合していないものは出荷の停止を請求する。
(1)　認証品が審査基準に適合しないとき。
(2)　自社検査方式の品質確認実施工場が、確認規則附属書に規定する認定要件に適合しない場合であって、その内容が認証品の品質に重大な影響を及ぼすものであるとき。
(3)　第１項の認証マークの誤用に対する措置に規定するセンターの請求に認証取得者が的確に、又は速やかに応じなかったとき。
3　センターは、第２項に係る請求を行う場合、認証取得者に対し次の各号に掲げる事項を記載した審査基準に適合しない場合の措置の請求書(様式-1-30)により通知する。
(1)　請求の対象となる品質確認実施工場及び認証品の範囲。
(2)　請求する日からその請求を取消す日までの間に認証品又はその包装、容器若しくは送り状に認証マークの表示を付してはならない旨。
(3)　認証取得者が保有する認証マークの表示が付してある認証品であって、かつ、審査基準に適合していないものを出荷してはならない旨。
(4)　請求の有効期間。
(5)　請求の有効期間内に認証品が審査基準に適合しなくなった原因を是正し、又は認証取得者の品質確認実施工場を確認規則附属書に規定する認定要件に適合するよう是正し、及び必要な予防措置を講ずる旨。
4　センターは、適切と判断した場合、前項第４号に規定する請求の有効期間を延長することができる。
5　センターは、第３項第４号に規定する請求の有効期間(延長した場合を含む)内に第３項第５号の措置が講じられなかった場合、認証登録を取り消すものとする。
6　センターは、前項で取り消した認証品について、第 18 条第４項の認証登録の取消しに伴う

措置により認証マークの表示を除去し又は抹消するよう請求する。

7　センターは、第３項第５号の措置が講じられたことを確認した場合、認証取得者に対し速やかに文書により第２項の認証品が審査基準に適合しない場合の措置の請求を解除することを通知する。

なお、解除の方法は、第 20 条第４項の認証登録の一時停止の解除により行い、判定結果通知書(様式-1-14)により認証取得者に通知する。

8　センターは、次の各号のいずれかに該当する場合、認証取得者に係る認証登録品をすべて取消すものとする。

(1)　認証取得者が、工場調査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

(2)　第２項の認証品が審査基準に適合しない場合の措置に係る請求をした場合であって、その請求の有効期間内に認証取得者が認証品、又はその包装、容器若しくは送り状に認証マークの表示をしたとき。

(3)　第２項の認証品が審査基準に適合しない場合の措置の請求をした場合であって、その請求の有効期間内に認証取得者が保有する認証マークの表示を付してある認証品で審査基準に適合していないものを出荷したとき。

9　センターは、認証取得者が審査基準に適合しない製品及び認証品以外の製品に認証マークを表示した場合、立ち会いにより認証マークを除去する。

(認証登録の取消し)

第 18 条　センターは、第 17 条に規定する認証登録の取消しのほか、認証取得者が次の各号のいずれかに該当する場合、認証の一部又は全部について認証登録を取消すことができる。

(1)　不正な手段で認証登録を受けた認証登録品であるとき。

(2)　第 10 条の規定による変更申込みを行わず、第 10 条各号の事項の一部又は全部を変更した製品を認証登録品や認証品として販売したとき。

(3)　費用等の支払いを期日までに履行できないとき。

(4)　認証登録品の品質確認を拒み、妨げ又は忌避したとき。

(5)　認証契約に違反したとき。

(6)　認証契約が解除されたとき。

(7)　認証登録の取消の申し入れがあったとき。

2　センターは、認証取得者から前項第７号の申し入れがあった場合、認証登録の取消申込書(様式-1-25)により認証登録の取消しを行う。

3　センターは、第１項第１号、２号、４号及び５号の各号のいずれかに該当することを理由として、認証登録の取消しを行う場合、判定委員会で決定し認証審査委員会(以下、「審査委員会」という。)に諮り承認を得なければならない。また、認証制度運営委員会(以下、「運営委員会」という。)に報告しなければならない。第１項第３号による取消しについては判定委員会で決定し、審査委員会に報告する。

なお、センターは、認証登録の取消し(第１項第６号及び７号を除く)を行う場合、認証取得者に対し認証登録を取消す期日及びセンターに対する異議申し立てができる旨を記載した認証登録の取消通知書(様式-1-31)により通知しなければならない。また、認証登録の取消を行った場合、第９条第１項の認証登録簿(様式-1-28)にその旨を記載し、かつ、保存する。

4　センターは、第１項第２号及び５号により認証登録の取消しを行った場合、認証取得者に対して認証品及びその容器、包装若しくは送り状に付された認証マークの表示を除去又は抹消するように認証の取消通知書(様式-1-31)により請求する。

(審査基準が改正された場合の措置)

第19条　センターは、認証登録に係る審査基準を改正した場合、判定委員会で審議し、次の各号を考慮し、速やかに認証取得者に認証取得者への通知(様式-1-83)により通知する。

(1)　改正された審査基準の要求事項に適合する緊急度。

(2)　改正された審査基準の要求事項に適合する認証登録品に関し、製造設備の変更及び製造工程の変更、又は試験設備の変更及び認証登録品の性能試験のために必要な時間及び費用。

2　センターは、審査基準の改正により認証登録品が審査基準に適合しなくなるおそれがある場合、又は、認証取得者の製造設備及び製造工程を変更する必要がある場合、第12条第4項の臨時の工場調査及び性能試験を実施する。

ただし、審査基準の改正が軽微な改正である場合、センターによる書類の確認とし、判定委員会による評価の審議は省略して判定委員会への報告のみとする。

なお、その確認は、自社検査方式の品質確認実施工場については次回の定期工場調査時に行い、抜取検査方式の品質確認実施工場については、抜取検査時に行う。

(認証登録の一時停止及び認証マークの使用に係る許諾の停止)

第20条　センターは、認証取得者が次の各号のいずれかに該当する場合、認証登録の一時停止及び認証マークの使用に係る許諾を一定期間停止することができる。

なお、対象となる認証登録品への認証登録の一時停止及び認証マークの使用に係る許諾を一定期間停止する場合、あらかじめその旨を判定委員会に諮り、認証取得者に期限を付して、認証登録の一時停止通知書(様式-1-32)を送付する。

(1)　定期工場調査(臨時の工場調査を含む)により認定要件に対して不適合があった場合にその性質から認証登録の取消しは必要でないが認証マークの使用に制限をかける必要があるとき。

(2)　認証マークの誤用(例えば、誤用されやすい印刷物又は広告)が確認された場合に認証取得者による是正措置が期限内に解決しないとき。

(3)　マーク管理要綱(JWWA-H207)第7項に抵触するとき。

(4)　センターが定める認証登録手順に対するその他の違反があったとき。

2　センターは、認証登録の一時停止の措置を実施した場合、その理由を付して運営委員会及び審査委員会へ報告しなければならない。

3　センターは、認証取得者に対し認証登録の一時停止通知書(様式-1-32)を発行した日から一時停止の解除の日までの間、停止中に製造される認証登録品には認証マークの使用の禁止を要求する。

4　認証登録品の認証マークの使用に係る許諾の停止の解除は、次の各号による。

(1)　第1項第1号から3号までに該当することを理由で一時停止した場合の解除は、認証登録の一時停止通知書(様式-1-32)を受けた認証取得者から認証登録の一時停止の期限内に是正措置を実施し、是正措置報告書(様式-1-34)が提出され、提出された是正措置報告書(様式-1-34)に基づき必要に応じて調査を行い、その結果についてフォローアップ報告書(様式-1-35)により判定委員会で審議し、解除又は認証登録の取消しを決定する。

(2)　認証登録証の有効期限は、一時停止前に定められていた契約有効期間とする。

(3)　認証登録の一時停止の解除に係る評価について、判定結果通知書(様式-1-14)により認証取得者に通知する。

(認証登録の一時停止又は取消しの異議申立て)

第 21 条　センターは、次の各号のいずれかに該当することを理由に認証登録の一時停止又は認証登録の取消しをする場合、認証取得者に認証登録の一時停止通知書(様式-1-32)又は認証登録の取消通知書(様式-1-31)を発送する。また、認証取得者からの認証登録の一時停止又は認証登録の取消しに対し文書による異議申立ての表明があった場合、受理する。

なお、異議申立てがない場合は、同意したものとして処理する。

(1)　第20条第１項第１号から３号までのいずれかに該当することを理由として認証登録を一時停止するとき。

(2)　第18条第１項の認証登録の取消しの一般に該当することを理由として認証登録の取消しをするとき。

２　センターが前項の文書による異議申立てを受理したときは、苦情及び異議申立て処理要綱(JWWA-H205)(以下、「苦情処理要綱」という。)により処理する。

３　センターは、認証取得者に対し次の各号のいずれかに該当した場合、速やかに認証登録証を返却するよう指示する。

(1)　第 18 条の規定による認証登録の取消しを行ったとき。

(2)　第 22 条の認証契約の解除を行ったとき。

４　センターは、返却された認証登録証を認証登録簿(様式-1-28)に記録し、使用不能な方法で廃棄する。

(認証契約の解除)

第 22 条　センターは、次の各号のいずれかに該当する場合、認証契約を解除することができる。

ただし、第１号又は２号に該当することを理由として認証契約を解除しようとする場合、その旨を判定委員会で決定し、審査委員会の承認を得て、 認証契約解除通知書(様式-1-36)により認証取得者に通知するとともに運営委員会へ報告する。

なお、第 18 条第１項第３号に該当することを理由として認証登録を取消したときの認証契約の解除については、判定委員会で決定後、認証取得者に通知し、その後審査委員会に報告する。

(1)　第 18 条第１項第１号、２号、４号、５号及び６号に該当することを理由として認証登録を取消したとき。

(2)　認証取得者が基本契約書の条項に違反し、その是正を求めたにも関わらず従わなかったとき。

(3)　認証取得者から書面により、第 18 条第１項第７号の認証登録の取り消しの申し入れがあり、センターが受理したとき。

ただし、当該認証取得者に他の認証登録品がある場合を除く。

(苦情の処理)

第 23 条　センターは、認証品について消費者等から苦情を受けた場合、苦情処理要綱の定めにより、事情調査、当該認証取得者への通知及びその他必要な措置を講じるものとする。

２　センターは、品質認証業務の運営について苦情を受けた場合、苦情処理要綱の定めにより、事情調査を開始し、苦情に係る品質認証業務について、不適合処理管理要綱(JWWA-H204)に基づき改善を図るものとする。

なお、管理責任者が必要と認めた場合、審査委員会を開催し、審議結果を運営委員会へ報告する。

（紛争の処理）
第 24 条　センター並びに申込者又は認証取得者は、この規則の権利義務について紛争が生じた場合、苦情処理要綱の定めにより誠意を持って協議の上、その解決にあたるものとする。

（品質認証業務の記録）
第 25 条　センターは、文書管理要綱（JWWA－H201）の定めにより、品質認証業務に関する記録を作成し保存しなければならない。

（手数料及び費用）
第 26 条　センターは、申込者及び認証取得者に対して品質認証業務に係る手数料及び費用を認証に係る費用規則（JWWA-H108）に基づき請求する。

（保管書類）
第 27 条　センターは、認証契約の解除が発生した場合、及び認証登録を取り消した場合、認証取得者から提出された関係書類は返却しない。
なお、保管期間を過ぎた場合、廃棄処分する。

（公表）
第 28 条　センターは、新規認証登録、認証登録の取消又は認証契約の解除、及び認証登録の一時停止を行った場合、公表事項をインターネットのウェブページ及び水道協会雑誌により公表する。公表事項及び公表の期間は、次の各号のとおりとする。
(1)　公表事項
ア　新規認証登録、認証登録の取消又は認証契約の解除
認証取得者名及び住所、認証登録番号、認証登録品の種類・品名、型式又は略号、認証登録の取消又は認証契約解除の理由等
イ　認証登録の一時停止
認証取得者名及び住所、認証登録番号、認証登録品の種類・品名、型式又は略号、公表事由等
(2)　公表期間
ア　新規認証登録、認証登録の取消又は認証契約の解除
新規認証登録日、認証登録取消日又は認証契約解除日の属する月の翌月から１か月間とする。
イ　認証登録の一時停止
一時停止期間とする。
２　センターは、認証取得者又は認証取得者以外の者が認証品以外の製品に認証マークを表示した場合、公表事項をインターネットのウェブページに公表することができる。また、公表する場合の要件、公表事項及び公表の期間は、次の各号のとおりとする。
(1)　公表する場合の要件
ア　故意又は不正な手段により、製品に認証マークを表示し出荷するなどセンターの信用を著しく毀損する行為があったとき。
イ　水道水の供給や安全性に影響を及ぼすおそれのある事態が発生又は予見されるとき。
(2)　公表事項

企業名(氏名)及び住所、製品名、公表事由等

(3)　公表期間

１か月以上６か月以内とする。

ただし、是正が確認されない場合は継続する。

(雑則)

第29条　この規則に定めるもののほか、品質認証業務の実施に必要な事項は別に定める。

付　　則

この規則は、平成24年11月12日から施行する。

ただし、附属書６の申込み区分のうち特別基準の区分方法については、JIS B 8570-1「水道メーター及び温水メーター」を除き平成25年４月１日から施行する。

付　　則

この規則の第13条の移動ロット方式の品質確認方法は、平成27年３月31日をもって廃止する。

ただし、申込者の依頼により自社検査方式によりがたい場合、判定委員会に諮り固定ロット方式による品質確認を行うことができる。

付　　則

この規則は、平成25年４月１日から施行する。

付　　則

この規則は、平成25年11月１日から施行する。

付　　則

この規則は、平成25年12月25日から施行する。

付　　則

この規則は、平成26年８月１日から施行する。

付　　則

この規則は、平成27年１月28日から施行する。

付　　則

この規則は、平成27年10月10日から施行する。

ただし、この規則の第４条第３項第７号、第５条第３項第３号ア、第11条の認証スキームの変更、及び第12条第１項第１号は、平成28年４月１日から施行する。

付　　則

この規則は、平成30年４月１日から施行する。

付　　則

この規則は、2019年４月１日から施行する。

付　　則

この規則は、2020年４月１日から施行する。

付　　則

この規則は、2023年４月１日から施行する。

付　　則

この規則は、2025年４月１日から施行する。

付　　則

この規則は、2025年６月10日から施行する。

附属書 1-1

品質認証業務に関する合意書

＿＿＿＿＿＿(以下、「甲」という。)は、公益社団法人日本水道協会品質認証センター(以下、「乙」という。)の品質認証業務に関わる下記の事項について合意する。

記

1　甲は、乙から連絡を受けた時の適切な変更の実施を含めて、常に「品質認証業務規則(JWWA-H106)」(以下、「業務規則」という。)を満たすこと。

2　甲は、乙が認証登録した製品を継続的に生産する場合、常に審査基準を満たすこと。

3　甲は、次の事項に必要なすべての手配を行うこと。
(1)　乙の評価(性能試験、抜取検査を含む)及び定期工場調査の実施。これには、文書及び記録の調査、並びに関連する機器、設備、区域、要員、必要に応じて下請負業者へのアクセスを含む。
(2)　甲に対する認証登録への適合性に関する苦情に係る乙の調査活動
(3)　該当する場合、乙のオブザーバー(審査員の活動評価を行う要員、訓練中の審査員等)の参加。

4　甲は、乙が認証登録した範囲に限定した表明を行うこと。

5　甲は、乙の信頼を損なうような認証登録の使い方、及び誤解を招く又は範囲を逸脱するような認証登録に関する表明を行わないこと。

6　甲は、乙が認証登録の一時停止又は取消し、及び認証契約の解除(甲から申し入れた場合を含む。)した場合、乙の認証登録に係わるすべての宣伝・広告物の使用中止、認証スキームの要求に従って認証登録証の返却、その他の要求された処置を取ること。

7　甲は、乙の認証登録証の写しを他者に提供する場合、認証登録証及び附属書全てを複製すること。

8　甲は、文書、パンフレット、宣伝・広告物などの媒体で認証登録について言及する場合、乙の認証スキーム、品質認証業務規則に従うこと。

9　甲は、乙の認証スキームで規定されている品質認証マークの使用について、「品質認証マーク管理要綱(JWWA-H207)」に従うこと。

10　甲は、認証登録への適合性に関するすべての苦情の記録を残し、要請に応じて、これらの記録を乙が利用できるようにすること。また、甲は、次の事項を行うこと。

(1)　上記の苦情、及び認証登録への適合性に影響を与えると判明した認証品の不備に関して、適切な処置をとる。
(2)　とった処置を記録する。

11　甲は、認証登録に適合する能力に影響を与える可能性のある次の変更事項について、遅滞なく乙へ通知すること。
(1)　法律上、商業上、組織上の地位又は所有権の変更
(2)　組織及び経営層の変更
(3)　連絡先や品質確認実施工場の変更
(4)　認証登録品の変更
(5)　品質マネジメントシステムの重大な変更
(6)　設計(材料)の変更
(7)　自社検査方式における製造設備や製造工程の変更
(8)　品質確認方法の変更
(9)　その他、乙が定める変更

注)　この合意書は、JIS Q 17065 の 4.1.2 項(認証の合意)に基づき、申込者に対して品質認証要求事項の遵守等を要求するものです。

合意日：○○年○月○日

甲：所在地
　会社名　　○○○○○○○○

　代表者名　　○○　○○　印

乙：東京都千代田区九段南４丁目８番９号

　公益社団法人　日本水道協会品質認証センター

　センター長
　(管理責任者)　　○○　○○　印

附属書 1-2

品質認証マーク使用許諾等に係る認証基本契約書

＿＿＿＿＿＿＿＿(以下、「甲」という。)と公益社団法人日本水道協会品質認証センター(以下、「乙」という。)は、乙の認証登録した甲の給水用具等、資機材等及び薬品等に係る品質認証マークの表示に関する乙の甲に対する使用許諾について、次のとおり契約するものとする(以下、この契約を「認証契約」という。)。

(用語の定義)

第１条

本認証契約に関する基本的な用語の定義は、次のとおりとする。

(1)　給水用具等

甲が製造又は販売する給水管類、継手類、バルブ類、水栓類、給湯器類及び家電機器類、水道メーター、その他の給水用具並びにそれらの組み合わせによって構成された製品をいう。

(2)　資機材等

甲が製造又は販売する浄水又は浄水処理過程における水に接する表層用材料等、ろ材、接着剤又はシール剤、その他の資機材をいう。

(3)　薬品等

甲が製造又は販売する浄水又は浄水処理過程における水に注入される凝集剤、凝集補助剤、粉末活性炭、その他の薬品又は消毒剤をいう。

(4)　基本基準(給水装置)

給水装置の構造及び材質に関する基準をいう。

(5)　技術的基準(水道施設)

水道施設の技術的基準をいう。

(6)　特別基準

基本基準及び技術的基準に他の性能項目を付加した基準であって、乙が別に定めるもの又は適切と認めるものをいう。

(7)　品質確認実施工場

認証登録品を製造する工場で、認証登録に係る品質管理体制の調査を実施する工場及び抜取検査を実施する場所。

(8)　認証登録証

乙が甲へ発行する認証登録されたことを証明する文書をいう。

(9)　品質認証マーク(以下、「認証マーク」という。)

乙が別に定める「品質認証マーク管理要綱(JWWA-H207)」(以下、「マーク管理要綱」という。)に基づき、認証品等に表示するマークをいい、商標権は乙に属する。

(10)　性能試験

乙が行う認証登録に必要な試験・検査をいう。

(11)　工場調査

甲の品質確認実施工場において、乙が定める認定要件に適合しているかどうか確認するために乙が行う調査。

(12)　認証登録品
乙が甲に認証登録した「給水用具等、資機材等及び薬品等」をいう。
(13)　認証品
乙が甲に対して、「品質認証業務規則(JWWA-H106)」(以下、「業務規則」という。)第１２条及び第１４条に基づいて品質確認を行った認証登録品をいう。

(権利及び義務)
第２条
本認証契約及び乙の発行した認証登録証は、乙が該当する審査基準の規定に基づき認証登録品が該当する審査基準に適合し、自社検査方式による品質確認実施工場又は抜取検査方式による品質確認実施工場の試験・検査設備が、乙が別に定める認定要件に適合している限りにおいて、本認証契約及び乙の発行した認証登録証は有効であり、甲は、認証登録証に記載されている認証登録の範囲において、本認証契約に基づき、認証品について、認証マークの表示の使用について許諾されるものとする。
２　甲は、乙が初回性能試験において該当する審査基準への適合性を確認するために供した試験用の製品と同一条件において、認証登録品が製造されることを確保しなければならない。
３　甲は、乙から認証登録を受けていることを広告その他の方法で第三者に表明し、又は説明する場合には、認証品と認証登録を受けていないものとが混同されないようにしなければならない。
４　甲は、認証登録に係る甲の業務が適切に行われているかどうかを確認するために、乙が甲に対して行う報告の請求、又は甲の品質確認実施工場その他必要な場所に乙が立ち入り、認証登録に係る性能試験又はその品質管理体制を調査することを妨げてはならない。

(認証マークの使用許諾の条件及び範囲並びに認証登録継続の要件)
第３条
甲は、第２条に適合している限り、第４条の規定による本認証契約の有効期間中、認証品の本体、容器、包装又は送り状への認証マークの表示の使用について許諾されるものとする。
２　甲は、認証マークの使用について責任を有し、表示事項及びそれらの表示方法は、乙が別に定めるマーク管理要綱に基づかなければならない。
３　甲は、認証品に認証マークを使用する場合、当該品が該当する審査基準に適合することを甲が実施する試験又はその他適切な方法によって確認しなければならない。
４　甲は、認証品に認証マークを使用した場合、その認証登録番号、認証品の種類、呼び径、数量及び時期を記録しなければならない。
５　乙は、甲が次の事項について適合している場合に限り、認証登録の継続を行うものとする。
(1)　認証登録品が該当審査基準に適合していること。
(2)　甲の自社検査方式による品質確認実施工場の定期工場調査の結果が、乙が別に定める認定要件に適合していること。
(3)　甲の抜取検査方式による品質確認実施工場の認証登録品が、乙が別に定める検査の基準に適合していること。

（認証契約の有効期間）
第４条
　本認証契約の有効期間は、本認証契約の締結日から、第１７条又は第１９条の認証登録の取消し若しくは第２６条により本認証契約が解除されない限り、この契約の成立の日から起算して当該年度の３月３１日までとし、契約期間満了の２か月前までに甲又は乙のいずれからも文書による契約解除の意思表示がない場合、この契約はさらに１年間更新されるものとし、以後この例による。
２　前項の場合において、認証契約の更新がされた場合、その認証契約の有効期間は、従前の認証契約の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

（性能試験用の製品の提供）
第５条
　甲は、認証登録を行うため、又は認証登録の継続のために必要であるとして乙から提供を求められた場合、性能試験用の製品を無償で乙に対し提供するものとする。また、乙は、性能試験等によって生じた性能試験用の製品の解体及び損傷について、甲に対し、一切その責任を負わないものとする。

（定期工場調査及び性能試験等）
第６条
　乙は、甲の認証登録証に記載された自社検査方式による品質確認実施工場に対して、本認証契約に基づいて定期工場調査を行うものとする。なお、定期工場調査は、第３項に規定される臨時の工場調査の実施の有無にかかわらず、原則として１年に１回実施する。その後、前回の定期工場調査を起点として１年に１回の間隔で定期工場調査を実施する。
２　乙は、甲の認証登録証に記載された抜取検査方式による品質確認実施工場に対して、本認証契約に基づいて定期工場調査を行うものとする。なお、定期工場調査は、本条第３項に規定される臨時の工場調査の実施の有無にかかわらず、５年に１回実施する。その後、前回の定期工場調査を起点として５年に１回の間隔で定期工場調査を実施する。
３　乙は、原則として、甲に予告なしに臨時の性能試験又は工場調査を行うこととする。ただし、乙は、性能試験又は工場調査の目的を損なうことがないと認めた場合、甲に実施日程の予告を行うことができる。
４　乙は、次のいずれかに該当する場合、甲に対し臨時の性能試験又は工場調査を行うことができる。
(1)　甲が、認証登録品の仕様を変更し、又は品質管理体制を変更しようとしたとき（ただし、乙が、当該変更により、当該品が当該審査基準に適合しなくなるおそれがないと判断したときを除く。）。
(2)　審査基準の改正により、乙が、甲の認証登録品が適合しなくなるおそれがあると判断したとき、又は甲の品質確認実施工場の品質管理体制を変更する必要があると判断したとき。
(3)　甲の認証登録品が該当する審査基準に適合しない旨又は甲の品質確認実施工場の品質管理体制が、別に定める認定要件に適合しない旨の第三者からの申立てを乙が受けたときで、乙がその信憑性が高いと判断したとき。
(4)　甲の品質確認実施工場が移転したとき。

(5)　(1)～(4)のほか、甲の認証登録品が当該審査基準に適合せず、若しくは甲の品質確認実施工場の品質管理体制が、乙が定める認定要件に適合せず、又は適合しないおそれのある事実を乙が把握したとき。

5　甲は、乙が性能試験又は工場調査の目的を達成するため、原則として品質確認実施工場の就業時間内に、乙が必要とする当該工場その他の必要な場所に立ち入ること、及び認証登録品に関する社内規格、管理記録、通常の製造工程中で実施した認証登録品の適合性評価に係る測定、試験、検査の記録などを閲覧することを拒否してはならない。

6　乙は、性能試験又は工場調査の実施に際して、甲の品質確認実施工場の従業員に適用される安全規則を遵守するものとする。

7　乙は、甲に対し、性能試験又は工場調査を行った場合、認証登録を継続するかどうかを決定し、その結果を甲に通知するものとする。

8　甲は、性能試験又は工場調査に係る費用を負担するものとする。

(認証登録の追加又は変更の措置)

第７条

甲は、認証登録品及び品質確認実施工場に関し、認証登録の区分の追加又は変更を行う場合は、次のとおりの手続きを行うものとする。

(1)　甲は、認証登録品の認証登録の区分を追加する場合、乙に対し、事前に、認証の登録区分の追加を申込するものとする。甲から当該追加の申込があった場合、乙は、遅滞なく、当該追加部分に係る初回性能試験及び／又は初回工場調査を行い、認証登録することを決定した場合、認証登録証を発行するものとする。

ただし、乙が 適切と判断した場合は、初回工場調査を省略することができる。

(2)　甲は、認証登録の区分に定められた品質確認実施工場を変更又は追加する場合、乙に対し、事前に、当該工場の変更又は新たな工場の追加を申込するものとする。甲から当該変更又は追加の申込があった場合、乙は、遅滞なく、当該変更又は追加部分に係る初回性能試験及び初回工場調査を行い、認証登録を行うことを決定した場合、認証登録証を発行するものとする。

(3)　甲は、認証登録の区分の中で製品を変更又は追加する場合、乙に対し、事前に、製品の変更又は追加を申込するものとする。甲から当該変更又は追加の申込があった場合、乙は、遅滞なく、当該変更又は追加部分に係る初回性能試験を行い、認証登録を行うことを決定した場合、認証登録証を発行するものとする。ただし、乙は、適切と判断した場合は、初回性能試験を省略することができる。

(審査基準等の変更の場合の措置)

第８条

乙は、審査基準が改正された場合、速やかに、甲に対して、その旨を通知するものとする。乙は、審査基準の改正により、甲の認証登録品が審査基準に適合しなくなるおそれがあるとき、又は、甲の品質確認実施工場の品質管理体制を変更する必要があると判断した場合、その旨を甲に通知するとともに、甲に対し臨時の性能試験及び/又は工場調査を行うものとする。

2　乙は、乙の定める認証業務に関する規定を変更した場合、速やかに、甲に対して、その旨を通知するとともに、当該変更により、甲の認証登録品が審査基準に適合しなくなるおそれがあるとき、又は甲の品質確認実施工場の品質管理体制を変更する必要があると判断した場合、その旨を甲に通知するとともに、甲に対し臨時の性能試験及び／又は工場調査を行うものとする。

（認証登録の公表等）
第９条
　乙は、甲の製品の認証登録を行った場合、遅滞なく、次の事項について乙の事務所で業務時間内に公開するとともに、インターネットのウェブサイトにより公表するものとする。
　なお、公表の期間は、認証登録期間が終了するまでとする。
(1)　認証登録番号及び登録日
(2)　認証取得者の氏名又は名称及びその所在地
(3)　認証登録品の名称及び型式略号
(4)　認証登録品の審査基準、性能項目、品質確認方法
(5)　その他本協会が必要と認めた事項
２　乙は、甲の認証の全部又は一部を取り消した場合、直ちに、次の事項について乙のインターネットのウェブサイトにより公表するものとする。
　なお、公表の期間は、当該認証を取消した期日の属する月の翌月から１か月間とする。
(1)　取消した日及び認証登録番号
(2)　取消した認証に係る認証取得者の氏名又は名称及びその所在地
(3)　取消した認証に係る前項の(3)から(5)までに掲げる事項
(4)　取消した理由
３　乙は、甲との認証契約を解除した場合、遅滞なく、次の事項について乙のインターネットのウェブサイトにより公表するものとする。
　なお、公表の期間は、本認証契約が終了した期日の属する月の翌月から１か月間とする。
(1)　認証契約が終了した日及び認証登録番号
(2)　終了した認証契約に係る認証取得者の氏名又は名称及び所在地
(3)　終了した認証登録品に係る第１項の(3)から(5)に掲げる事項

（試験等に際しての損害）
第１０条
　乙は、定期工場調査又は抜取検査及び第７条に基づく性能試験又は調査に際し、甲に生じた損害については、乙に故意又は過失があったときを除き、その責任を負わないものとする。

（第三者への認証登録の業務の委託）
第１１条
　乙は、甲の認証登録に係る性能試験の全部又は一部を第三者に委託することができる。

（承継）
第１２条
　甲は、乙が行っている認証登録に係る事業の全部を、甲が指定する第三者に譲渡し、又は甲について相続、合併がある場合、当該認証登録の全部を承継させることができる。なお、甲が当該認証登録に係る事業の承継を行った場合、甲は、速やかに、乙にその旨を届け出なければならない。

（苦情等の処理）
第１３条
　甲は、認証登録品につき、第三者から苦情の申立てを受けた場合、又は甲と第三者との間において紛争が生じた場合、甲はその責任と負担において解決を図るものとする。
２　前項の場合において、乙が第三者に対し損害賠償その他の負担をした場合、甲は乙の求償に応ずるものとする。
３　乙は、第１項の第三者からの苦情又は紛争に係る問題点等に関連して、認証登録品の当該審査基準への適合性及び認証登録に係る甲の品質確認実施工場が乙が定める認定要件への適合性の確認、当該問題点等に関する原因の究明、是正措置及び予防措置が適正に行われるよう、甲に協力する。
４　甲は、当該苦情又は紛争の内容、処理の方法、問題点等の原因の究明、是正措置及び予防措置の結果を記録しなければならない。また、乙から請求があった場合、甲は当該記録を乙に閲覧させなければならない。
５　なお、認証登録品に対する苦情の申立てを第三者から乙が受けた場合、乙はこれを甲に通知するものとする。

（機密の保持）
第１４条
　乙は、甲の認証登録に関連し知り得た認証登録品及びその製造に関する一切の情報について認証業務にだけ使用するものとし、他の目的に使用し又は甲の承諾若しくは関連する法令に基づく等の正当な理由なくして第三者に当該情報を漏洩してはならない。ただし、本認証契約の締結時に公知であった情報、本認証契約の締結後に乙の故意又は過失によらず公知になった情報及び乙が第三者から適法に取得した情報は除く。

（認証マークの誤用の場合の措置）
第１５条
　乙は、甲が次のいずれかに該当する場合、甲に対し、当該事項の是正及び予防措置を講じるように請求するものとする。
(1)　認証品以外の製品又はその包装、容器若しくは送り状に、認証マークの表示又はこれと紛らわしい表示を甲が付しているとき
(2)　認証品以外の製品等の広告に、当該製品等が認証登録を受けていると誤解されるおそれがある方法で、認証マークの表示又はこれと紛らわしい表示を甲が使用しているとき
(3)　甲に係る広告に、乙の認証登録に関し、第三者を誤解させるおそれのある内容があるとき

　なお、乙は、当該請求について期限を定め、必要と認められる場合当該期限を延長することができる。
　乙は、期限（延長した場合を含む。）までに措置が完了した旨の報告が甲からなされなかった場合、本認証契約第１７条(3)に基づき必要な措置を講じなければならない。

(是正及び予防措置)

第１６条

乙は、甲の自社検査方式又は抜取検査方式による品質確認実施工場について、乙が別に定める認定要件に不適合があった場合、甲に対し、当該不適合の是正及び予防措置を講じるように請求するものとする。

なお、乙は、当該請求について期限を定め通知するものとする。また、乙は適切と判断した場合は当該期限を延長することができる。

２　乙は、期限(延長した場合を含む。)までに措置が完了した旨の報告が甲からなされなかった場合、第１７条(3)に基づき必要な措置を講じなければならない。

(認証登録品が審査基準に適合しない場合の措置)

第１７条

乙は、次のいずれかに該当する場合、甲の認証登録を取消すか、又は、速やかに、甲に対して、認証マーク使用の停止を請求するとともに、甲が保有する認証マークを表示している認証品であって、該当する審査基準に適合していないものを出荷しないように、請求するものとする。

(1)　認証登録品が当該審査基準に適合しないとき

(2)　甲の自社検査方式又は抜取検査方式による品質確認実施工場が、乙が別に定める認定要件に適合しない場合であって、その内容が、認証品が当該審査基準に適合しなくなるおそれのあるとき、その他重大なものであるとき

(3)　第１５条又は第１６条に基づく乙の請求に対し、甲が適確に、又は速やかに応じなかったとき

(認証マークの使用の停止に係る措置)

第１８条

乙は、第１７条に基づく請求をする場合には、甲に対し、次の(1)～(5)に掲げる事項を記載した文書により通知するものとする。

(1)　請求の対象となる甲の品質確認実施工場及び認証登録品の範囲

(2)　請求する日からその請求を取り消す日までの間に、甲に対し、認証品又はその包装、容器若しくは送り状に、認証マークを付してはならない旨

(3)　甲が保有する認証マークを付してある認証品であって、かつ、該当する審査基準に適合していないものを出荷してはならない旨

(4)　請求の有効期間

(5)　請求の有効期間内に、認証登録品が該当する審査基準に適合しなくなった原因を是正し、又は、甲の自社検査方式又は抜取検査方式による品質確認実施工場を乙が別に定める認定要件に適合するように是正し、及び必要な予防措置を講ずる旨

２　乙は、適切と判断した場合には、上記(4)に規定する請求の有効期間を延長することができる。

３　乙は、上記(5)の措置が講じられたことを確認した場合には、甲に対し、速やかに文書により、第１７条に基づく請求を解除することを通知するものとする。

４　乙は、上記(4)の有効期間(延長した場合を含む。)内に、上記(5)の措置が講じられなかった場合は、甲の認証登録を取り消すものとする。

（認証登録の取消し）
第１９条
乙は、次のいずれかに該当する場合、甲の認証登録をすべて取消すものとする。
(1)　甲が、乙による性能試験及び工場調査を拒み、妨げ、又は忌避したとき
(2)　乙が第１７条に基づく請求をした場合であって、その請求の有効期間内に、認証品、又はその包装、容器若しくは送り状に、甲が認証マークの表示をしたとき
(3)　乙が第１７条に基づく請求をした場合であって、その請求の有効期間内に、甲が保有する認証マークを付してある認証品であって、該当する審査基準に適合していないものを甲が出荷したとき
２　乙は、上記の認証登録の取消し及び第１７条に基づく認証登録の取消しのほか、次のいずれかに該当する場合、認証登録を取消すことができる。
(1)　甲が、乙に対する債務決済（認証のために必要とされる費用等）を支払い期日までに履行できないとき
(2)　甲が本認証契約に違反したとき

（認証登録の取消しに係る措置）
第２０条
乙は、甲の認証登録を取消す場合には、甲に対し、当該認証登録を取消す期日及び乙に対し異議申立てができる旨を記載した文書により通知するものとする。
２　乙は、甲から当該認証登録の取消しについて異議申立てを受けた場合、これを考慮して認証登録の取消しの可否について決定するものとする。

第２１条
乙は、甲の認証登録を取消す場合は、甲に対して、当該取り消した認証品又はその容器、包装若しくは送り状に付された認証マークを除去し、又は抹消するように請求するものとする。

（乙に対する甲のその他の通知義務）
第２２条
甲は、本認証契約の該当する条項で定めている場合の他、次に該当する場合、速やかに乙に報告しなければならない。
(1)　甲の氏名又は名称が変更された場合
(2)　甲の認証登録に係る品質確認実施工場の名称が変更された場合
(3)　甲の認証登録に係る品質確認実施工場の全部又は一部について事業を休止又は廃止した場合
(4)　認証登録品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地が変更された場合
(5)　認証マークを外注している工場又は事業場の名称及び所在地が変更された場合

（甲に対する乙のその他の通知義務）
第２３条
乙は、本認証契約の該当する条項で定めている場合のほか、次に該当する場合、それぞれに定める時期に、甲に通知しなければならない。
(1)　乙が事業の全部を第三者に承継させる場合：承継させる日まで
(2)　乙の事務所の所在地を変更しようとするとき：変更する日まで

(3)　乙が認証登録の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするとき：休止又は廃止しようとする日の６か月前まで
(4)　乙の行っている認証登録に係る審査基準が改正されたとき：直ちに

（甲の乙に対する異議申立て）
第２４条
乙が甲に対し講じた措置について、甲は異議申立てを行うことができる。
乙は、甲から異議申立てがあった場合、適切に措置しなければならない。

（認証登録に係る費用）
第２５条
甲は、乙の請求書を受け取った日から起算して３０日以内に、乙が定める「認証に係る費用規則(JWWA-H108)」に定める費用を支払わなければならない。

（認証契約の解除）
第２６条
甲は、乙に書面で通知することにより、本認証契約を解除することができる。この場合、本認証契約は、甲から書面による通知が乙に達した日の３０日後に終了する。
２　乙は、甲に次のいずれかに該当する事由が生じた場合、本認証契約を解除することができる。
(1)　本認証契約第１７条又は第１９条に基づき乙が甲の認証登録を取消したとき
(2)　甲に乙との間の信頼関係を毀損する行為があったとき
(3)　甲が支払の停止又は破産宣言、特別清算、民事再生、会社更生の申立てを受け又は自ら申し立てたとき

（審査基準の廃止に伴う認証契約の終了）
第２７条
乙は、甲の認証登録品について、審査基準が認証登録有効期間内に廃止されることにより、認証登録品として該当しなくなった場合は、その期日をもって、対象となる認証登録品の全部又は一部の認証契約を終了する。
なお、対象となる認証登録品については、廃止日からの認証マークが表示された当該認証品の市場出荷は認められない。

（不可抗力による認証契約の終了）
第２８条
天災地変その他不可抗力により乙の認証業務の遂行が不可能となった場合、この契約は当然に終了する。

（本認証契約に定めていない事項）
第２９条
本認証契約に定めのない事項及び本認証契約の解釈適用に疑義を生じた事項については、甲及び乙は日本の法令及び慣習に則り誠意をもって協議のうえその解決を図るものとする。

（その他）
第３０条
　業務規則に規定されているすべての条項は、本認証契約の実施に適用される。
　本認証契約の締結の証として本認証契約書２通を作成し、甲、乙各自捺印のうえその１通を保有する。

認証契約締結日：○○年○月○日

甲：所在地
　会社名　○○○○○○○○
　代表者名　○○　○○　印

乙：東京都千代田区九段南４丁目８番９号
　公益社団法人日本水道協会
　理　事　長　　○○　○○　印

附属書２　給水装置の構造及び材質に関する基準

水道法施行令第６条の構造･材質の基準		給水装置の構造及び材質の基準に関する省令(厚生省令第 14 号)			
		給水管及び給水用具の性能基準			給水装置システムの基準
		項　目	適用対象	判　定　基　準	
第１号	配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付から 30cm 以上離れていること	―			
第２号	配水管への取付口における給水管の口径は、水の使用量に比し、著しく過大でないこと	―			
第３号	配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるﾎﾟﾝﾌﾟに直接連結されていないこと	―			
第４号	土圧その他の荷重に十分な耐力を有すること	―			
	水圧に十分な耐力を有すること	耐圧性能	・すべての給水管及び給水用具(最終の止水機構の流出側に設置されるものは除く)	１給水管及び給水用具の流出側を閉止(流出側が大気に開口され、かつ止水機構を有するものについては止水機構を閉止)し、流入側から 1.75MPa の試験水圧を 1 分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常が認められないこと。	○　給水装置の接合箇所にあっては、必要な耐圧性能が確保されるよう、当該給水装置の構造及び材質に応じた適切な接合が行われていること。 ○　家屋の主配管については、漏水時の修理を容易に

水道法施行令第６条の構造･材質の基準		給水装置の構造及び材質の基準に関する省令(厚生省令　第 14 号)			
		給水管及び給水用具の性能基準			給水装置システムの基準
		項 目	適用対象	判　定　基　準	
第４号	水圧に十分な耐力を有すること	耐圧性能	・すべての給水管及び給水用具(最終の止水機構の流出側に設置されるものは除く)	2 加圧装置及び当該加圧装置の下流側に設置されている給水用具(次に揚げる要件を満たす給水用具に設置されているものに限る。)は、耐圧性能試験により、当該加圧試験装置の最大吐出圧力の静水圧を一分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。 ① 当該加圧装置を内蔵するものであること。 ② 減圧弁が設置されているものであること。 ③ ②の減圧弁の下流側に当該加圧装置が設置されているものであること。 ④ 当該加圧装置の下流側に設置されている給水用具に②の減圧弁を通さない水との接続がない構造のものであること。 3 熱交換器内における浴槽内の水等の加熱用の水路(次に掲げる要件を満たすものに限る。)については、接合箇所(溶接によるものを除く。)を有せず、耐圧性能試験により 1.75MPa の静水圧を 1 分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。 ① 当該熱交換器が給湯及び浴槽内の水等の加熱に兼用する構造のものであること。 ② 当該熱交換器の構造として給湯用の水路と浴槽内の水等の加熱用の水路が接触するものであること。	行われることができるよう、構造物下の通過を極力避けるなどの配管経路選定が行われていること。
	水が漏れるおそれがないこと	耐圧性能	・水圧で圧縮することにより水密性を確保する給水用具	パッキンを水圧で圧縮することにより水密性を確保する構造の給水用具は、1 に掲げる性能を有するとともに、耐圧性能試験により流入側から 20kPa の静水圧を 1 分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。	

水道法施行令第６条の構造・材質の基準		給水装置の構造及び材質の基準に関する省令(厚生省令　第 14 号)			
		給水管及び給水用具の性能基準			給水装置システムの基準
		項　目	適用対象	判　定　基　準	
	水が汚染されるおそれがないこと	浸出性能	・飲用に供する水と接触する給水管及び給水用具	滞留状態で浸出試験を行い、各々の使用実態に応じて試験結果の補正を行った値が、別添の判定基準に適合すること。ただし、試験項目は味、臭気、色度、濁度及び接水部分の材料又は材料の原料に含まれ、水質に影響を及ぼすおそれのある物質に限定する。 ※　材質が同等で、構造及び製造方法が類似している製品群については、一括して評価を行うことができる。	○　薬剤タンク等水を汚染するおそれのある施設に近接して設置されていないこと。 ○　行き止まり配管等停滞水が生じるおそれの構造となっていないこと。ただし、構造上やむを得ず停滞水が生じる場合には、末端部に排水機構が設置されていること。 ○　鉱油類、有機溶剤等油類が浸透するおそれがある箇所にあっては、油類の浸透するおそれのない給水装置が設置されていること、又はさや管等による適切な防護措置が講じられていること。
第５号	凍結を防止するための適当な措置が講ぜられていること	耐寒性能	・寒冷地仕様の給水用具	凍結防止措置を講じた条件において、温度を徐々に低下させ、-20℃±2℃に達した状態で 1 時間保持した後再通水したとき、他の性能基準項目(浸出性能は除く)を満足すること。なお、再通水に当たっては、加熱等を行ってもよい。	○　屋外で気温が著しく低下しやすい箇所等。凍結のおそれがある箇所にあっては、耐寒性能基準を満足する給水用具が設置されていること、又は給水装置が耐熱材で被覆されているなど適切な凍結防止措置が講じられていること。
第５号	破壊を防止するための適当な措置が講ぜられていること	水撃限界性能	・水撃発生防止仕様の給水用具	管内流速 2m/秒又は動水圧 0.15MPa のいずれかの条件において、0.5 秒を標準として給水用具の止水機構を閉止したときの水撃による上昇圧力が 1.5MPa 以下であること。閉止動作が自動的に行われる給水用具にあっては、止水機構を自動閉止したときの水撃による上昇圧力が 1.5MPa 以下であること。	○　水撃限界性能基準を満足しない給水用具であって、止水機構の開閉により水撃作用を生じるおそれのあるものにあっては、当該給水用具の上流側に近接してエアチャンバー等の水撃防止器を設置する等適切な水撃防止措置が講じられていること。
	侵食を防止するための適当な措置が講ぜられていること	—			○　酸若しくはアルカリにより侵食されるおそれのある箇所にあっては、酸若しくはアルカリに耐性を有する給水装置が設置されていること、又は防食材で被覆する等適切な侵食防止措置が講じられていること。 ○　電流により侵食されるおそれのある箇所にあって

水道法施行令第６条の構造・材質の基準		給水装置の構造及び材質の基準に関する省令(厚生省令　第 14 号)			
		給水管及び給水用具の性能基準			給水装置システムの基準
		項　目	適用対象	判　定　基　準	
					は、非金属性の給水装置が設置されていること、又は絶縁材で被覆する等適切な電食防止措置が講じられていること。
第６号	当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと	―			
第７号	水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること	逆流防止性能	・逆止弁	流出の側から、3kPa 及び 1.5MPa の静水圧を 1 分間かけたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常が認められないこと。減圧式逆流防止装置にあっては、これに加え、バキュームブレーカと同様の負圧破壊性能試験を行ったとき、水位上昇が 3mm を超えないこと。	○　吐水口を有する箇所にあっては、当該吐水口から汚水の逆流を防止できる位置に、逆流防止性能基準若しくは負圧破壊性能基準を満足する給水用具が設置されていること、又は規定の吐水口空間を満たしていること。 ○　事業活動に伴い、水道水を汚染するおそれのある有害物質等を取り扱う場所に給水する給水装置にあっては、受水槽方式となっている等、適切な逆流防止措置が講じられていること。 ○　バキュームブレーカの取り付け位置は、水受け容器のあふれ縁から 150mm 以上上方となっていること。
			・逆流防止装置内蔵型の給水用具	逆流防止装置内蔵型の給水用具にあっては、逆止弁と同様の性能を有すること。 ・　減圧弁にあっては、試験水圧を 3kPa 及び当該減圧弁の設定圧力とすること。 ・　逆流防止装置の流出側に止水機構がなく、大気に開口されている給水用具にあっては、試験水圧 3kPa(ただし、浴槽に直結し自動給湯する湯沸器及び給湯付きふろがまにあっては、試験水圧を 3kPa 及び 50kPa とするが、	＊　規定の吐水口空間 １　呼び径が 25mm 以下のものについては、次表による。

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">水道法施行令
第６条の構造・
材質の基準</td><td colspan="3">給水装置の構造及び材質の基準に関する省令(厚生省令　第 14 号)</td></tr>
<tr><td colspan="3">給水管及び給水用具の性能基準</td><td rowspan="2">給水装置システムの基準</td></tr>
<tr><td>項　目</td><td>適用対象</td><td>判　定　基　準</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第
7
号</td><td rowspan="2">水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること</td><td></td><td></td><td>このうち逆流防止装置の流出側に循環ﾎﾟﾝﾌﾟを有するものにあっては、試験水圧 3kPa 及び当該ﾎﾟﾝﾌﾟの最大吐出圧力又は 50kPa のいずれか高い方。)とすること。</td><td rowspan="2"><table>
<tr><td>呼び径</td><td>近接壁と吐水口
中心の水平距離</td><td>越流面から吐水口の最下端
までの垂直距離(吐水口空間)</td></tr>
<tr><td>13mm 以下
13mm を超え 20mm 以下
20mm を超え 25mm 以下</td><td>25mm 以上
40mm 以上
50mm 以上</td><td>25mm 以上
40mm 以上
50mm 以上</td></tr>
</table>
注 1)　浴槽に給水する場合は、吐水口空間は 50mm 未満であってはならない。
2)　ﾌﾟｰﾙ等水面が特に波立ちやすい水槽及び、事業活動に伴い洗剤、薬品等を使う水槽又は容器に給水する場合には、吐水口空間は 200mm 未満であってはならない。</td></tr>
<tr><td>負圧破壊性能</td><td>・負圧破壊装置</td><td>1　給水用具の流入側から、一定の割合で大気圧から -54kPa まで徐々に負圧を増し、-54kPa で 30 秒間持続する。次に、一定の割合で、-54kPa から大気圧まで負圧を減少させる。
2　-54kPa の負圧を 5 秒間加え、5 秒間大気に戻す。

1、2の試験を行い、水位上昇が 75mm を超えないこと。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="3">水道法施行令
第６条の構造・材質の基準</th><th colspan="3">給水装置の構造及び材質の基準に関する省令(厚生省令　第 14 号)</th></tr>
<tr><th colspan="3">給水管及び給水用具の性能基準</th><th rowspan="2">給水装置システムの基準</th></tr>
<tr><th>項　目</th><th>適用対象</th><th>判　定　基　準</th></tr>
<tr><td rowspan="2">第７号</td><td rowspan="2">水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること</td><td rowspan="2">負圧破壊性能</td><td>・負圧破壊装置内蔵型の給水用具</td><td>負圧破壊装置内蔵型の給水用具にあっては、上記と同様な試験を行ったときの水位上昇が、バキュームブレーカを内部に備えた給水用具にあっては逆流防止機能が働く位置から水受け部の水面までの垂直距離の二分の一、バキュームブレーカ以外の負圧破壊装置を内部に備えた給水用具にあっては吸気口に接続している管と流入管の接続部分の最下端又は吸気口の最下端のいずれか低い点から水面までの垂直距離の二分の一を超えないこと。</td><td rowspan="2">２　呼び径が 25mm を超える場合にあっては、次表による。
<table><tr><th colspan="3">種　別</th><th>越流面から吐水口の最下端までの垂直距離(吐水口空間)</th></tr><tr><td colspan="3">近接壁の影響がない場合</td><td>1.7d’＋5mm 以上</td></tr><tr><td rowspan="4">近接壁の影響がある場合</td><td rowspan="2">近接壁１面の場合</td><td>３ｄ以下</td><td>3.0d’以上</td></tr><tr><td>3d を超え 5d 以下</td><td>2.0d’＋5mm 以上</td></tr><tr><td>５ｄを超えるもの</td><td>1.7d’＋5mm 以上</td></tr><tr><td rowspan="2">近接壁２面の場合</td><td>４ｄ以下</td><td>3.5d’以上</td></tr><tr><td>4d を超え 6d 以下</td><td>3.0d’以上</td></tr><tr><td>6d を超え 7d 以下</td><td>2.0d’＋5mm 以上</td></tr><tr><td>７ｄを超えるもの</td><td>1.7d’＋5mm 以上</td></tr></table></td></tr></table>
注 1)　d:吐水口の内径(mm)
d’:有効開口の内径(mm)
2)　吐水断面が長方形の場合は長辺をｄとする。
3)　あふれ縁より少しでも高い壁がある場合は近接壁と見なし、近接壁１面、近接壁２面の場合の数値による。
4)　浴槽に給水する場合は、吐水口空間は 50mm 未満であってはならない。
5)　ﾌﾟｰﾙ等水面が特に波立ちやすい水槽及び、事業活動に伴い洗剤、薬品等を使う水槽又は容器に給水する場合には、吐水口空間は 200mm 未満であってはならない。</td></tr>
<tr><td>・吐水口空間により逆流を防止する構造の給水用具(ﾛｰﾀﾝｸ、ｳｵｰﾀｰｸｰﾗｰ等)</td><td>水受け容器と吐水口が一体となった給水用具であって吐水口空間の確保により逆流を防止する構造のものにあっては、上記と同様の負圧破壊性能試験により、吐水口から水を引き込まないこと。ただし、規定の吐水口空間が確保されている場合は、負圧破壊性能基準を満足するものとみなす。</td></tr>
<tr><td>共通</td><td></td><td>耐久性能</td><td>・減圧弁　・逃し弁
・逆止弁　・空気弁
・電磁弁</td><td>10 万回の開閉操作を繰り返した後、他の性能基準項目(浸出性能を除く)を満足すること。</td><td></td></tr>
</table>

附属書３

１　基本基準の種類及び符号

認証登録区分		製　　品		
大	中	符号	種　　類	備　　考
給水管	金属管	管Ａ	ステンレス管	
		管Ｂ	ステンレス製フレキシブル管	
		管Ｃ	銅管	
		管Ｊ	波状ステンレス鋼管	
		管Ｏ	その他の金属管	
	合成樹脂管	管Ｄ	ポリ塩化ビニル管	
		管Ｅ	ポリエチレン管	
		管Ｆ	架橋ポリエチレン管	
		管Ｇ	ポリブテン管	
		管Ｋ	ポリプロピレン管	
		管Ｌ	その他の合成樹脂管	
	複合管（金属＋樹脂）	管Ｈ	硬質ポリ塩化ビニルライニング鋼管	
		管Ｉ	ポリエチレン粉体ライニング鋼管	
		管Ｍ	アルミ三層ポリエチレン管	
		管Ｎ	アルミ三層架橋ポリエチレン管	
		管Ｐ	その他の複合管	
給水用具	湯沸器類	Ａ	瞬間湯沸器、貯湯湯沸器、貯蔵湯沸器、その他の湯沸器	
	家電機器類	Ｂ	製氷機、ウォータークーラー、自動販売機、食器洗い機、洗浄装置付便座、その他の家電機器	
	水栓類	Ｃ	単水栓、湯水混合水栓、ハンドシャワー水栓（シャワー付水栓、シャワー専用水栓）、浄水器用水栓、浄水器一体型水栓、太陽熱用水栓、不凍給水栓、不凍水抜栓、その他の水栓	
	ボールタップ類	Ｄ	受水槽用ボールタップ、ロータンク用ボールタップ、ボールタップ付ロータンク、その他のボールタップ	

認証登録区分		製　　品		
大	中	符号	種　　類	備　　考
給水用具	バルブ類	E	圧力制御用弁、開閉制御用弁、流量制御用弁、管路保護用弁、水位制御用弁、温度制御用弁、電磁制御用弁、その他の弁	減圧弁、逃し弁、仕切弁、玉形弁、ボール弁、止水栓、アングル弁、バタフライ弁、定流量弁、流量センサー、定水位弁、空気弁、吸気弁、ミキシングバルブ、電磁弁、その他
	逆流防止装置	F	逆止弁、減圧式逆流防止装置、大気圧式バキュームブレーカ、その他の逆流防止装置	
	継手類	G	ねじ込み接合形継手(管に対しねじ接合のもの)、締め付け接合形継手(管に対し締め付け接合のもの)、ワンタッチ式継手、その他の接合形継手(フランジ、接着、融着等)	一般継手、伸縮継手、伸縮可とう継手、波状継手、フレキシブル継手、その他 ※延長は3m以内
	洗浄弁	H	小便器用洗浄弁、大便器用洗浄弁	
	水撃緩衝器	I	水撃緩衝器	
	水栓柱	J	水栓柱、給水栓付水栓柱、飲用に供さない水栓柱	
	メーターユニット類	M	メーターユニット、メーターバイパスユニット	
	浄水器	W	浄水器Ⅰ形、浄水器Ⅱ形(浄水器用水栓と組み合わせる浄水器)	
	その他	Z	ストレーナ、スプリンクラーヘッド、給湯加圧装置、給水補助加圧装置、給湯給水補助加圧装置、貯湯タンク、非常用貯水槽、修理用クランプ、うがい器、その他	
ユニット製品	配管ユニット	配	配管ユニット	パネル等に給水管を組立固定したもの
	器具ユニット	器	器具ユニット	流し台、洗面台、洗髪台、浴槽、便器、その他

附属書３

２　特別基準の種類及び符号

認証登録区分		製　　品		
大	中	符号	種　　類	規格番号
給水管	金属管	特管Ｂ	ステンレス鋼鋼管	JWWA G 115 水道用ステンレス鋼鋼管
		特管Ｃ	銅管	JWWA H 101 水道用銅管
		特管Ｊ	波状ステンレス鋼管	JWWA G 119 水道用波状ステンレス鋼管
	複合管	特管Ｈ	硬質塩化ビニルライニング鋼管 耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 JWWA K 140 水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管
		特管Ｉ	ポリエチレン粉体ライニング鋼管	JWWA K 132 水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管
給水用具	水栓類	特Ｃ	不凍栓	JV 10 不凍栓
	バルブ類	特Ｅ	止水栓 ステンレス製ボール止水栓	JWWA B 108 水道用止水栓 JWWA B 140 水道用ステンレス製ボール止水栓
	逆流防止装置	特Ｆ	流防止弁 減圧式逆流防止器	JWWA B 129 水道用逆流防止弁 JWWA B 134 水道用減圧式逆流防止器
	継手類	特Ｇ	ステンレス鋼鋼管継手 ライニング鋼管用管端防食形継手 銅管継手 ポリエチレン管金属継手	JWWA G 116 水道用ステンレス鋼鋼管継手 JWWA K 150 水道用ライニング鋼管用管端防食形継手 JWWA H 102 水道用銅管継手 JWWA B 116 水道用ポリエチレン管金属継手
ユニット製品	設備ユニット	特設	直結加圧形ポンプユニット	JWWA B 130 水道用直結加圧形ポンプユニット

附属書４

施設基準（認証業務関連抜粋）

水　　道　　法	省　　令
水道法第５条 　水道は、原水の質及び量、地理的条件、 当該水道の形態等に応じ、取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設 及び配水施設の全部又は一部を有すべきものとし、その各施設、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。	厚生省令第 15 号 　水道法第５条第４項の規定に基づき、水道施設の技術的基準を定める省令を次のように定める。
４　前第３項に規定するもののほか、水道施設に関して必要な技術的基準は、厚生労働省令に定める。	第１条 　水道施設は、次に掲げる要件を備えるものでなければならない。 第 16 号 　浄水又は浄水処理過程における水に注入される薬品等により水に付加される物質は、別表第１の上欄に掲げる事項につき、同表の下欄に掲げる基準に適合すること。 第 17 号 　資材又は設備（以下「資機材等」という。）の材質は、次の要件を備えること。 イ　使用される場所の状況に応じた必要な強度、耐久性、耐摩耗性、耐食性及び水密性を有すること。 ロ　水の汚染のおそれがないこと。 ハ　浄水又は浄水処理過程における水に接する資機材等（ポンプ、消火栓その他の水と接触する面積が著しく小さいものを除く）の材質は、厚生労働大臣が定める資機材等の材質に関する試験により供試品について浸出させたとき、その浸出液は、別表第２の上欄に掲げる事項につき、同表の下欄に掲げる基準に適合すること。

附属書５

特別基準(資機材等及び薬品等の種類及び符号)

認証登録区分		製　　品			
大	中	種　　類	用途	符号	規格番号
水道用資機材等	表層用材料	水道用液状エポキシ樹脂塗料	表層用	資Ａ	JWWA K 135
			管用	資管Ａ	
		水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗料	表層用	資Ｂ	JWWA K 157
			管用	資管Ｂ	
		水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料	管用	資管Ｃ	JWWA K 139
		水道用コンクリート水槽内面エポキシ樹脂塗料	表層用	資Ｄ	JWWA K 143
		水道用コンクリート水槽内面ＦＲＰライニング材料	表層用	資Ｅ	JWWA K 149
		水道用ダクタイル鋳鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗料	管用	資管Ｆ	JWWA G 112
		水道用コンクリート水槽内面水性ポリエチレン樹脂塗料	表層用	資Ｐ	JWWA K 160
		その他表層材	表層用	資Ｇ	－
			管用	資管Ｇ	
	濾材	水道用濾材	濾材	資Ｈ	JWWA A 103
		水道用粒状活性炭		資Ｉ	JWWA A 114
		その他の濾材		資Ｊ	－
	接着剤 潤滑剤	水道用ライニング鋼管用ねじ切油剤	潤滑油	資Ｋ	JWWA K 137
		水道用硬質塩化ビニル管接着剤	接着剤	資Ｎ	JWWA S 101
		その他		資Ｏ	－
	現場薬品生成装置	水道用次亜塩素酸ナトリウム生成装置		資薬Ａ	
	その他	その他の資機材		資Ｚ	

認証登録区分		製　　品			
大	中	種　　類	用途	符号	規格番号
水道用薬品等	凝集剤 凝集補助剤 粉末活性炭 消毒剤 その他	水道用アルギン酸ソーダ		薬A	JWWA K 103
		水道用水酸化カルシウム (水道用消石灰)		薬B	JWWA K 107
		水道用炭酸ナトリウム (水道用ソーダ灰)		薬C	JWWA K 108
		水道用粉末活性炭		薬F	JWWA K 113
		水道用次亜塩素酸ナトリウム		薬G	JWWA K 120
		水道用ケイ酸ナトリウム溶液		薬H	JWWA K 121
		水道用水酸化ナトリウム (水道用液体かせいソーダ)		薬I	JWWA K 122
		水道用濃硫酸		薬K	JWWA K 134
		水道用ポリ塩化アルミニウム		薬L	JWWA K 154
		水道用硫酸アルミニウム		薬M	JWWA K 155
		水道用ポリシリカ鉄		薬N	JWWA K 159
		その他の薬品		薬Z	

附属書６

申込み区分：基本基準

区分の方法：種類別に区分

性能の違い別に区分

本体主要部分について材料区分欄に記載してある違いで区分

構造の内容に関する区分欄に記載してある内容で区分

受付範囲は、呼び径 350 ㎜以下とする。

登録範囲			
製品区分		認証登録証発行区分	
大	中	符号	種類
給水管	金属管	管Ａ	ステンレス管
		管Ｂ	ステンレス製フレキシブル管
		管Ｃ	銅管
		管Ｊ	波状ステンレス鋼管
		管Ｏ	その他の金属管
	合成樹脂管	管Ｄ	ポリ塩化ビニル管
		管Ｅ	ポリエチレン管
		管Ｆ	架橋ポリエチレン管
		管Ｇ	ポリブテン管
		管Ｋ	ポリプロピレン管
		管Ｌ	その他の合成樹脂管
	複合管（金属＋樹脂）	管Ｈ	硬質ポリ塩化ビニルライニング鋼管
		管Ｉ	ポリエチレン粉体ライニング鋼管
		管Ｍ	アルミ三層ポリエチレン管
		管Ｎ	アルミ三層架橋ポリエチレン管
		管Ｐ	その他の複合管

<table>
<tr><th colspan="5">登　　録　　範　　囲</th></tr>
<tr><th rowspan="2">認証登録区分</th><th colspan="4">登　録　証　発　行　区　分</th></tr>
<tr><th>種　類　別</th><th>性能区分</th><th>熱源別</th><th>構造の内容に関する違い</th></tr>
<tr><td rowspan="4">A
湯沸器類</td><td>1.瞬間湯沸器</td><td rowspan="4">1.耐圧
2.浸出
3.耐寒
4.水撃
5.逆流
6.負圧
7.耐久</td><td rowspan="4">1.電気
2.ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟでの熱交換
3.熱源複合品
4.その他</td><td>1.一水路(先止め　・　元止め)
2.二水路以上</td></tr>
<tr><td>2.貯湯湯沸器</td><td>1.一水路
2.二水路以上
3.その他</td></tr>
<tr><td>4.貯蔵湯沸器</td><td>1.押し上げ式
2.落し込み式</td></tr>
<tr><td>5.その他の湯沸器</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="6">B
家電機器類</td><td>1.自動販売機</td><td rowspan="6">1.耐圧
2.浸出
3.耐寒
4.水撃
5.逆流
6.負圧
7.耐久</td><td rowspan="6"></td><td rowspan="6">※(　)内に具体的種類を記入する</td></tr>
<tr><td>2.ウォーター
クーラー</td></tr>
<tr><td>3.製氷機</td></tr>
<tr><td>4.食器洗い機</td></tr>
<tr><td>5.洗浄装置付
便座</td></tr>
<tr><td>6.その他の家
電機器
(　　)</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th colspan="5">登　　録　　範　　囲</th></tr>
<tr><th rowspan="2">認証登録区分</th><th colspan="4">登　録　証　発　行　区　分</th></tr>
<tr><th>種　類　別</th><th>性能区分</th><th>材料区分</th><th>構造の内容に関する違い</th></tr>
<tr><td rowspan="9">C
水栓類</td><td>1.単水栓</td><td rowspan="9">1.耐圧
2.浸出
3.耐寒
4.水撃
5.逆流
6.負圧
7.耐久</td><td rowspan="9">1.青銅
2.黄銅
3.樹脂
4.その他
（表面処理等）</td><td rowspan="9">1.手動式
2.自閉式
3.自動式

多目的用（足の本数で区分）

飲用に供さない水栓の場合、種類の後に（ ）で「飲用外」として記載する。</td></tr>
<tr><td>2.湯水混合水栓</td></tr>
<tr><td>3.ﾊﾝﾄﾞｼｬﾜｰ水栓
(ｼｬﾜｰ付水栓、ｼｬﾜｰ専用水栓)</td></tr>
<tr><td>4.浄水器一体型水栓</td></tr>
<tr><td>5.浄水器用水栓</td></tr>
<tr><td>6.太陽熱用水栓</td></tr>
<tr><td>7.不凍給水栓</td></tr>
<tr><td>8.不凍水抜き栓</td></tr>
<tr><td>9.その他の水栓</td></tr>
<tr><td rowspan="4">D
ボールタップ類</td><td>1.ﾛｰﾀﾝｸ用ﾎﾞｰﾙﾀｯﾌﾟ</td><td rowspan="4">1.青銅
2.黄銅
3.SUS
4.SCS
5.鋳鉄
6.樹脂
7.その他
（表面処理等）</td><td rowspan="4">吐水口水没形のボールタップの場合、種類の後に（ ）で「吐水口水没形」と記載する。</td></tr>
<tr><td>2.受水槽用ﾎﾞｰﾙﾀｯﾌﾟ</td></tr>
<tr><td>3.ﾎﾞｰﾙﾀｯﾌﾟ付ﾛｰﾀﾝｸ</td></tr>
<tr><td>4.その他のﾎﾞｰﾙﾀｯﾌﾟ</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th colspan="5">登　　録　　範　　囲</th></tr>
<tr><th rowspan="2">認証登録区分</th><th colspan="4">登　録　証　発　行　区　分</th></tr>
<tr><th>種　類　別</th><th>性能区分</th><th>材料区分</th><th>構造の内容に関する違い</th></tr>
<tr><td rowspan="8">E
バルブ類</td><td>1.圧力制御用弁</td><td rowspan="15">1.耐圧
2.浸出
3.耐寒
4.水撃
5.逆流
6.負圧
7.耐久</td><td rowspan="15">1.青銅
2.黄銅
3.SUS
4.SCS
5.鋳鉄
6.樹脂
7.その他
(表面処理等)</td><td>(例示)減圧弁、逃し弁、その他</td></tr>
<tr><td>2.開閉制御用弁</td><td>(例示)仕切弁、玉形弁、ﾎﾞｰﾙ弁、止水栓、ｱﾝｸﾞﾙ弁、歯科ﾕﾆｯﾄﾊﾞﾙﾌﾞ、その他</td></tr>
<tr><td>3.流量制御用弁</td><td>(例示)ﾊﾞﾀﾌﾗｲ弁、定流量弁、流量ｾﾝｻｰ、分岐栓、その他</td></tr>
<tr><td>4.管路保護用弁</td><td>(例示)空気弁、吸気弁、吸排気弁、その他</td></tr>
<tr><td>5.水位制御用弁</td><td>(例示)定水位弁、フロート弁、その他</td></tr>
<tr><td>6.温度制御用弁</td><td>(例示)ミキシングバルブ、低温作動弁、
その他</td></tr>
<tr><td>7.電磁制御用弁</td><td>(例示)電磁弁</td></tr>
<tr><td>8.その他の弁</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">F
逆流防止装置</td><td>1.逆止弁</td><td rowspan="2">1.ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞ式
2.自重式
3.その他</td></tr>
<tr><td>2.減圧式逆流防止装置</td></tr>
<tr><td>3.ﾊﾞｷｭｰﾑﾌﾞﾚｰｶ</td><td>大気圧式</td></tr>
<tr><td>4.その他の逆流防止装置</td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th colspan="5">登　　録　　範　　囲</th></tr>
<tr><th rowspan="2">認証登録区分</th><th colspan="4">登　録　証　発　行　区　分</th></tr>
<tr><th>種　類　別</th><th>性能区分</th><th>材料区分</th><th>構造の内容に関する違い</th></tr>
<tr><td rowspan="4">G
継手類</td><td>1.ねじ込み接合形継手(管に対しねじ接合)</td><td rowspan="8">1.耐圧
2.浸出
3.耐寒
4.水撃
5.逆流
6.負圧
7.耐久</td><td rowspan="4">1.青銅
2.黄銅
3.SUS
4.SCS
5.鋳鉄
6.樹脂
7.合成ｺﾞﾑ
8.その他(表面処理等)</td><td rowspan="4">1.一般
2.伸縮・可とう
3.波状・ﾌﾚｷｼﾌﾞﾙ

＊継手の延長は、３m以内とし、両端の結合方式が異なる場合は申込者の選択でいずれか一方で区分する</td></tr>
<tr><td>2.締め付け接合形継手(管に対し締め付け接合)</td></tr>
<tr><td>3.ワンタッチ式</td></tr>
<tr><td>4.その他の接合形継手(ﾌﾗﾝｼﾞ、接着、融着等)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">H
洗浄弁</td><td>1.小便器用洗浄弁</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">1.手動式
2.自動式</td></tr>
<tr><td>2.大便器用洗浄弁</td></tr>
<tr><td>I
水撃緩衝器</td><td>水撃緩衝器</td><td>1.青銅
2.黄銅
3.SUS
4.SCS
5.合成ｺﾞﾑ
6.その他(表面処理等)</td><td>1.気体封入式
2.機械式
3.その他</td></tr>
<tr><td>J
水栓柱</td><td>1.水栓柱
2.給水栓付水栓柱</td><td colspan="2">＊立上り管の材料
1.ｽﾃﾝﾚｽ管
2.塩ビ管・塩ﾋﾞﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管
3.ﾎﾟﾘ粉体ﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管
4.その他
飲用に供さない水栓柱の場合、種類の後に()で「飲用外」と記載し登録する。</td></tr>
<tr><td>M
ﾒｰﾀｰﾕﾆｯﾄ類</td><td>1.ﾒｰﾀｰﾕﾆｯﾄ
2.ﾒｰﾀｰﾊﾞｲﾊﾟｽﾕﾆｯﾄ</td><td></td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th colspan="6">登　　録　　範　　囲</th></tr>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">認証登録区分</th><th colspan="4">登　録　証　発　行　区　分</th></tr>
<tr><th>種　類　別</th><th>性能区分</th><th>材料区分</th><th>構造の内容に関する違い</th></tr>
<tr><td colspan="2">W
浄水器</td><td>1. Ⅰ形
2. Ⅱ形(浄水器用水栓と組合わせ)</td><td rowspan="3">1.耐圧
2.浸出
3.耐寒
4.水撃
5.逆流
6.負圧
7.耐久</td><td>1.ｽﾃﾝﾚｽ
2.樹脂
3.その他</td><td>活性炭、活性炭＋中空糸膜等の濾材別
＊ 浄水器Ⅰ形の材料区分は、本体耐圧部のみとする</td></tr>
<tr><td colspan="2">Z
その他</td><td>1.ストレーナ
2.ｽﾌﾟﾘﾝｸﾗｰﾍｯﾄﾞ
3.給湯加圧装置
4.給水補助加圧装置
5.給湯給水補助加圧装置
6.貯湯タンク
7.非常用貯水槽
8.修理用クランプ
9.うがい器
10.その他(　　)</td><td>1.青銅
2.黄銅
3.SUS
4.SCS
5.鋳鉄
6.樹脂
7.合成ゴム
8.その他(表面処理等)</td><td>※(　)内に具体的種類を記入する</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ユニット器具類</td><td>配</td><td>配管ユニット</td><td></td><td>1.パネル等に給水管を組立固定したもの
2.継手と管を組み合わせたもの
3.その他</td></tr>
<tr><td>器</td><td>器具ユニット
1.大便器
2.小便器
3.ｼｬﾜｰﾕﾆｯﾄ
4.洗面台
5.洗髪台
6.浴槽
7.その他
(　　)</td><td></td><td>※(　)内に具体的種類を記入する</td></tr>
</table>

特別基準
区分の方法
＊規格番号別に区分
＊同一種類の中で複数のバリエーションがある製品については、同一登録の中で、品名及び型式を区分
＊呼び径の範囲別に区分
＊性能区分は、規格に仕様書の内容を包含したものを対象

登　録　範　囲					
認証登録区分 (規格番号別)		登　録　証　発　行　区　分			
		性能区分	ﾊﾞﾘｴｰｼｮﾝ	呼び径の範囲	備　考
JWWA B-108	水道用止水栓 (13,20,25,30,40,50)	規格	1.甲形止水栓 2.ﾎﾞｰﾙ止水栓	１３～２５ ３０～５０	
JWWA B-116	水道用ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ管金属継手 (13,20,25,30,40,50)	規格		１３～２５ ３０～５０	
JWWA B-129	水道用逆流防止弁 (13,20,25,30,40,50)	規格	1.単式 2.複式	１３～２５ ３０～５０	
JWWA B-130	水道用直結加圧形ﾎﾟﾝﾌﾟﾕﾆｯﾄ (20,25,32,40,50,75)	規格		２０～２５ ３２～５０ ７５	
JWWA B-134	水道用減圧式逆流防止器 (20,25,30,40,50,75)	規格		２０～２５ ３０～５０ ７５	
JWWA B-140	水道用ｽﾃﾝﾚｽ製ﾎﾞｰﾙ止水栓 (20,25,30,40,50)	規格		２０～２５ ３０～５０	
JWWA G-115	水道用ｽﾃﾝﾚｽ鋼鋼管 (13,20,25,30,40,50)	規格	1.SUS304 2.SUS316	１３～２５ ３０～５０	

登　　録　　範　　囲					
認証登録区分 (規格番号別)		登　録　証　発　行　区　分			
		性能区分	ﾊﾞﾘｴｰｼｮﾝ	呼び径の範囲	備　　考
JWWA G-116	水道用ｽﾃﾝﾚｽ鋼鋼管継手 (13,20,25,30,40,50)	規格	1.伸縮可とう式 2.ﾌﾟﾚｽ式	１３～２５ ３０～５０	
JWWA G-119	水道用波状ｽﾃﾝﾚｽ鋼管 (13,20,25,30,40,50)	規格	1.SUS304 2.SUS316	１３～２５ ３０～５０	
JWWA H-101	水道用銅管 (10,15,20,25,32,40,50)	規格	1.銅管 2.被覆銅管	１０～２５ ３２～５０	
JWWA H-102	水道用銅管継手 (10,15,20,25,32,40,50)	規格	1.銅製 2.青銅鋳物	１０～２５ ３２～５０	
JWWA K-116	水道用硬質塩化ﾋﾞﾆﾙﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管 (15,20,25,32,40,50,65,80,100,125,150)	規格	1.VA 2.VB 3.VD	１５～２５ ３２～５０ ６５～８０ １００～１５０	
JWWA K-132	水道用ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ粉体ﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管 (15,20,25,32,40,50,65,80,100)	規格	1.PA 2.PB 3.PD	１５～２５ ３２～５０ ６５～８０ １００	
JWWA K-140	水道用耐熱性硬質塩化ﾋﾞﾆﾙﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管 (15,20,25,32,40,50,65,80,100)	規格		１５～２５ ３２～５０ ６５～８０ １００	
JWWA K-150	水道用ﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管用管端防食形継手 (15,20,25,32,40,50,65,80,100)	規格		１５～２５ ３２～５０ ６５～８０ １００	

<table>
<tr><th colspan="6">登　　録　　範　　囲</th></tr>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">認証登録区分
(規格番号別)</th><th colspan="4">登　録　証　発　行　区　分</th></tr>
<tr><th>性能区分</th><th>ﾊﾞﾘｴｰｼｮﾝ</th><th>呼び径の範囲</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td>JV-10</td><td>不凍栓
(13,20,25,30,40,50,
65,75,100)</td><td>規格</td><td>1.給水栓
2.水抜栓
3.水栓柱
4.ﾊﾞﾙﾌﾞ</td><td>１３～２５
３０～５０
６５～７５
１００</td><td></td></tr>
<tr><td>JWWA
A-103</td><td>水道用濾材</td><td>A-103-1-1
A-103-1-2
A-103-2
A-103-3
A-103-4</td><td colspan="3">1.水道用濾過砂(急速用)
2.水道用濾過砂(緩速用)
3.水道用アンスラサイト
4.水道用マンガン砂
5.水道用濾過砂利</td></tr>
</table>

附属書７

新素材等の認証登録に関する申込みの受付及び審査並びに費用に関する取扱い

この規則の第４条第９項の使用実績のない新素材を用いた申込品の受付及び審査並びに費用は、次による。

１　受付条件

申込者は、申込書に製品の安全性、厚生労働省令への適合性、製品の特徴、その他、需用者の仕様に求められる項目等について、次のアからウまでに掲げる具体的なデータを添付する。

ア　申込者は、申込品が初めて世に出る物資や混合物の場合、その構成成分のうち毒性試験を行ったことのない物質が含まれている際には、個々の物質について毒性試験を実施し、さらに混合物としての毒性試験を行った結果。

イ　毒性試験は、発ガン性のスクリーニングとして遺伝毒性と細胞毒性を基本に行う。

ウ　申込品に含まれる物質が一般に使用されている場合は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律における物質の位置づけ、毒物劇物取締法における毒劇物としてのグレード、化学物質排出把握管理促進法(PRTR)における対象物質の関連するデータ。

２　審査

センターは、申込者から提出された申込書及び前項の添付書類に不備がないと判断した場合、直近の認証審査委員会へ上程する。

なお、認証審査委員会が専門的な審議を必要と判断した場合、分科会を設置する。

３　費用

分科会を設置した場合の審議費用は、次のアからエまでによる。

ただし、費用の負担は申込者の負担とする。

ア　会場費用：本協会以外の会議室の場合(施設使用料)

イ　旅　　費：委員及びセンター職員の交通費(本協会旅費規程による)

ウ　会議費用：委員報酬(本協会の「委員会謝礼金に関する規則」による。)

エ　そ の 他：必要経費(自動車借り上げ料、お茶代等)

４　その他

新素材等の認証申込基本フロー及び新素材等の認証申込受付要件は、別紙による。

別紙１

新素材等の認証申込基本フロー

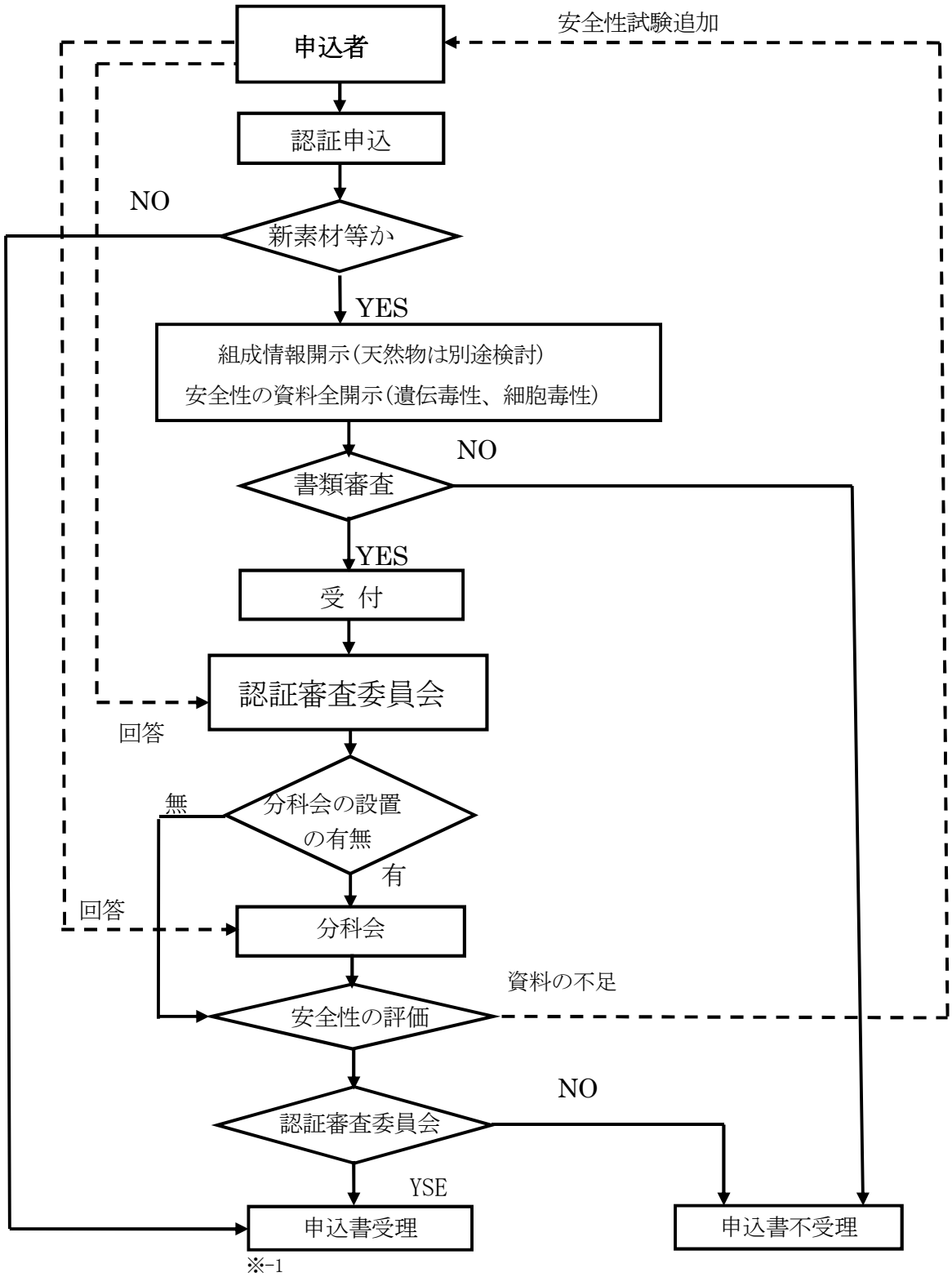

注　申込者は、新素材等を申し込む場合にはその製品の安全性を保証するため、組成情報を日本水道協会に開示しなければならない。その上で安全性の資料として原材料・製品全ての遺伝毒性、細胞毒性等の試験データを提示する。

※-1　申込書受理した新素材等の申込品は、品質認証センターでの審査（工場調査、性能試験）により認証の適否を決定する。

別紙２

認証申込者に求める資料

新素材等の認証申込受付要件（給水用具等）

（安全性の確認）

製品材料の安全性（トレサビリティ）
製品安全性の資料｛安全性試験データ（遺伝毒性、細胞毒性）｝開示

（品質特性の確認）

1　給水装置の構造及び材質の基準への適合性
水道法施行令第６条第１項１号から７号までに規定する
基準が客観的・定量的に説明できること。

2　性能基準・システム基準等の適合性
（客観的・定量的データが必要）
①　耐圧に関する基準
②　浸出に関する基準
③　水撃限界に関する基準
④　防食に関する基準
⑤　逆流防止に関する基準（逆流防止性能・負圧破壊性能）
⑥　耐寒に関する基準
⑦　耐久に関する基準
⑧　他の性能項目を付加した基準

3　製品の特徴（従来品と異なる点・優れた点等）
設置場所の条件
水道施設（配水管能力）による製品の使用条件
トラブル時の安全性
欠点は何か
コストメリットの有無

4　その他、需用者の仕様書に求められる項目

認証審査委員会で評価

認証審査委員会分科会に掛ける条件

関係委員に内容確認及び課題抽出
（安全性・品質特性の資料が揃った時点）

↓

認証審査委員会委員長が分科会設置の判断

↓

分科会の中の水道事業者に試用を依頼
管路施設等を活用し実用可能性を評価

事業体での検討内容例
水道施設（給配水管）への影響
製品の性能確認
製品の実用に対する課題抽出

その他
認証審査委員会分科会の開催等に関わる費用については、原則として申込者の負担とする。

別紙３

認証申込者に求める資料

新素材等の認証申込受付要件（資機材等）

（安全性の確認）

製品材料の安全性（トレサビリティ）
製品安全性の資料｛安全性試験データ（遺伝毒性、細胞毒性）｝開

（品質特性の確認）

１　水道法第５条（施設基準）への適合性
水道法第５条第１項から４項までに規定する基準が
客観的・定量的に説明できること。

２　水道施設の技術的基準等の適合性
（客観的・定量的データが必要）
①　強度
②　耐久性
③　耐摩耗性
④　耐食性
⑤　水密性
⑥　水の汚染
⑦　浸出性能
⑧　他の性能項目を付加した基準

３　製品の特徴（従来品と異なる点・優れた点等）
設置場所の条件
水道施設による製品の使用条件
トラブル時の安全性
欠点は何か
コストメリットの有無

４　その他、需用者の仕様書に求められる項目

認証審査委員会で評価

認証審査委員会分科会に掛ける条件

関係委員に内容確認及び課題抽出
（安全性・品質特性の資料が揃った時点）

↓

認証審査委員会委員長が分科会設置の判断

↓

分科会の中の水道事業者に試用を依頼
実験プラント等を活用し実用可能性を評価

事業体での検討内容例
水道施設への影響
製品の性能確認
製品の実用に対する課題抽出

その他
認証審査委員会分科会の開催等に関わる費用については、原則として申込者の負担とする。

別紙４

認証申込者に求める資料　　新素材等の認証申込受付要件（薬品類・凝集剤）

（安全性の確認）

製品材料の安全性（トレサビリティ）
製品安全性の資料｛安全性試験データ（遺伝毒性、細胞毒性）｝開示

（品質特性の確認）

１　水道法第５条（施設基準）への適合性
水道法第５条第１項から４項までに規定する基準が客観的・定量的に説明できること。（生産者が設定する最大注入率による付加試験結果の成績）

２　基本的特性（安定した性状データが必要）
原水水温に対する特性（処理性能の安定性）
原水濁度と注入率
原水 pH に対する特性
適正な凝集をするための凝集条件（pH、アルカリ度）
実験条件を記載したジャーテスト結果
浄水場施設への悪影響（腐食、スケール）
保存期間と劣化・ろ過閉塞関連資料
既存の施設（フラッシュミキサー等）で適切な処理の可否
排水処理への影響

３　製品の特徴（従来品と異なる点・優れた点等）
販売対象
製品の使用にふさわしい原水の性状
欠点（限界）
ばんど・パックの規格に求めている凝集水上澄濁度の最低値
コストメリットの有無

４　その他、需用者の仕様書に求められる項目

⇔

認証審査委員会で評価

認証審査委員会分科会に掛ける条件

関係委員に内容確認及び課題抽出
（安全性・品質特性の資料が揃った時点）

↓

認証審査委員会委員長が分科会設置の判断

↓

分科会の中の水道事業者に試用を依頼
実際の浄水処理での実用可能性を評価

事業体での検討内容例
前塩素での THM 生成程度
損失水頭への影響（実験プラント等）
浄水場内での実用に対する課題抽出

その他
認証審査委員会分科会の開催等に関わる費用については、原則として申込者の負担とする。